
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成25年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番菊地議員及び5番成田議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から12日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。

本日、第4回浜中町議会定例会開催に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまで教育行政の主なものについて、ご報告をいたします。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 社会文教常任委員会所管事務調査報告

○議長（波岡玄智君） 日程第6 所管事務調査を報告します。

本件については社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、この度報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） (調査報告 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） (口頭報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第7 陳情第3号「要支援者に対する介護予防給付の継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書の採択を求める陳情

○議長（波岡玄智君） 日程第7 陳情第3号を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （陳情第3号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第3号は社会文教常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思っております、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は社会文教常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-
- ◎日程第 8 認定第1号平成24年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について
 - ◎日程第 9 認定第2号平成24年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第10 認定第3号平成24年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第11 認定第4号平成24年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第12 認定第5号平成24年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第13 認定第6号平成24年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第14 認定第7号平成24年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第8 認定第1号ないし、日程第14 認定第7号を議題とします。

本件については平成25年第3回定例会において提案され10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、当委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査とされていたものです。

当委員会において審査を終了し、この度報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

7番川村議員

○7番（川村義春君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第15 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第15 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） それでは通告順に従いまして、質問させていただきます。

前回議会から一時間ということですから、簡潔にお答え願いたいと思います。

近年、日本を含め、世界各地で起こっている自然気象災害を考えます時に、数年前までは、すごい異常気象だねとって片付けられていましたが、どうもその発生規模から考えまして異常という格付けができなくなっているのかなという考えをもっております。浜中町でも9月16日に台風18号による甚大な被害が発生しております。

町道50か所の決壊、ウニ養殖業の甚大な被害、そして住宅の床上浸水など雨量は先ほど町長もおっしゃっていましたが、観測史上最高を記録した経緯でございます。

この時の災害対策対応について、行政側はすでに検証されたことと思います。

住民生活に直結する住宅浸水被害及び避難対策等について、数点お尋ねをしたいと思います。

浜中町地域防災対策計画が出来ましたので、第2章2節の災害対策本部、第4章5節

の水防対策などを参考に質問をさせていただきます。

まず一点目、この災害対策本部はいつ、いつというのは何時ですね、どこに設置されましたか。それと、この本部設置によって職員は非常配備となると思います。

その際に、防災計画では本部員はそれぞれの部署、水防地区へ参集、出動し、定められた業務、水防活動を行うという明記がございます。

その際この業務、水防活動ということに対する具体的な業務内容、人員などは定めがあるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、いつというご質問ですが、9月16日の防災対策本部におかれましては、20時ちょうどに設置をしております。それと、配備の時刻も同時に行っております。

防災計画上の配備の中身ですが、水防計画となっております内容については通常河川の氾濫等を想定しますと、土嚢の設置等と考えております。

今回の台風18号についての非常配備については、職員におかれましてはノコベリベツ川の河川の氾濫防止のための土嚢の設置を目的として招集しております。

担当業務についてですが、本部の部署にあります配置の中では実際にはその部分ではございませんが、緊急的な場合、この度の18号においては緊急的に職員の招集を行った経緯がございます。

定め的には緊急的なものを書いてありますが、この度の18号については、土嚢設置という目的で一部招集した経緯がございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず20時、午後8時に対策本部が設置されたと、僕、ここで聞きたいのは、たぶん本庁舎なのかなという気がしておりますけれども、茶内支所でもそれなりの構えはされていて、茶内支所のその際の位置づけというのは、どういう位置づけになるのか補足していただきたいのと、それと、この非常配備というのはよく理解できないのですけれども、今回この台風18号対策については緊急的にそういう配備をしたということですが、僕の理解の仕方が違うのかもしれないけれども、この災害対策本部が設置されることイコール関係、その災害の種類によってそれぞれ規模が違うのかもしれないけれども、非常配備態勢が取られるという認識をしていますので、今回緊急的だという意味合いがどうも理解できない点があります。それをちょっと補足し

ていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまのご質問のありましたまず一点目の茶内支所の位置づけですが、地域防災計画でいわれますところについては、特に明記はされておられません。

この度の台風18号につきましては、本部は今いわれましたとおり本庁にございました。それで対策本部設置と同時に副町長に茶内支所のほうに行っていたきまして、それらの詳細に対し、町長の指示を進めていただきました。

それと2点目の非常配備の位置づけで緊急的という部分ですが、確かに緊急的などいうものはございませんが、この度のような大雨が近年なかったということもありまして、早急に対応するための手段でございます。

それで職員についても通常の班体制ではなく、一部作業が限定されるものですから、男性職員を招集しております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 次の質問とかぶるところがあるのでもう一度再度聞きたいと思えます。

2番目として指揮系統、情報の伝達系統についてですけれども、この計画書を見ますと、2章では災害現地との連絡伝令通信などは、総務対策部総務班で行うという記述があり、3章では水防事務の総括は建設課で行うというふうに謳ってあります。

それで今の説明を聞いておりますと、この水害対策については、この3章の水防対策の対応となりますというようなとらえ方をしたんですけれども、それで間違いがないのかどうか、またその際先ほどいった指揮系統、伝達系統というのは、2章の災害対策本部というものはまた異なったものがあるのかどうか、ちょっと確認させていただきませう。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） いまいわれました2章と3章の関係の部分のまず水防ですけれども、議員がいわれました地域防災計画においては、いわれましたとおりでございます。

ただ今回の台風18号におきましては、集中豪雨になったことによりまして、局地的にはノコベリベツ川があり、住宅地がありそういった部分では考えまして、そのほかに

町道ほか、河川等の部分は建設課のほうも緊急となり、作業なり点検なりの同時出勤になりました。

それで川のほうの防水対策については防災対策の担当とし、職員の招集を行いましたので、防災のほうで対応させてもらった次第です。文章的には議員おっしゃるとおりでございますので問題ないと思います、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） では、具体的に伺いたいと思います。

まず、先ほど茶内地区、20数年前にも氾濫した川がございまして、まさか僕もこんな状況になると想像もできませんでした。

それでその水位の観測ですね、川の水位の観測、それと現場の状況等は多分定期的に巡視はされて、監視されたものと思っておりますが、その監視体制等はこれでいきますとどこが、どこの部署が対応されましたか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 質問ありました水位の観測については、今いわれました地域防災計画の中での部署では、書かれておりません。

この度の対応については茶内農林課長をメインに、スタッフ総勢3名で観測と測定を行いまして、その測定によりまして本部のほうに逐次連絡をいただいた状況でございます、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 農林課が監視体制にあたったということでありますけれども、それで正解といたしますか、この防災計画に沿った対応というふうにとらえているのでしょうか。

僕が見る限りにおいては、あくまで水防は総括が建設課にあると見まして、ましてや農林課の対応は、避難所運営の対応というふうに計画ではなっておりますけれども、その辺はどう判断したらよろしいのかお聞かせ願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） この度の対応なんですが、水位の観測の初期の部分で対策本部より指示をしたのは、農林課長ほか職員2名のほうへ水位観測を依頼しました。

基本的に対応は建設課となっておりますが、水位観測を受けて同時に行動を建設課も行っております。建設課のほうは通常の河川と合わせまして水位、河川の周りの状況含

めましてノコベリベツ川の周辺も監視しております。

通常農林課は防災計画でいきますと避難所対応なんですが、避難所対応等は後段になって実際には農林課もおこなっております。

この部分については前段として先に水位観測の必要が発生しましたので、農林課長をヘッドとして水位観測を行ってもらっています。

建設課も並行する形で巡視という形で見回りの部分に含まれておりますので、並行作業という認識でおりました、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 何でこんなことを聞くかといいますと、今回実際に床上浸水に合われた地区、この地区に土嚢の設置がほとんど見られませんでした。

それで先ほどから聞いているのは、この現場の状況をどこが最初に受けてそれに基づいた対策の指令をどこがなされるんですかという意味でこの指揮系統、伝達系統はどういう整備になっているかということを含めてお聞きしておりますので、今回の対応は計画にのっとった対応であったというふうに理解されておりますか、その点は。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今回の防災対策本部から現地の土嚢を細く設置する作業はですね、即参集した段階から目的が土嚢を設置する作業だと指示しております。

土嚢積みの招集をかけた職員については全て現場に張り付いておりますし、実際の状況確認については建設課長にしてもらいまして、定時ではなかったのですがある程度終わった状況などを連絡してもらった状況です。

全体的に先ほどいわれました床上浸水のところには土嚢が無かったということなのですが、実際にそのとおりでありまして、茶内市街地側の対応で終わった状況になりました。これは避難勧告前にはすでに作業は行っていたのですが、最終的には設置ができなかったことでございます、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 橋北地区、床上浸水に遭われた地区、ようするに西森建設さんの前の通りが川になる状態になったと、たぶん承知されていると思います。

これはまず真っ先にこの地区というか、たとえば橋から向こうの元町、緑町地区が、川からあふれた水が浸透する以前に下水を逆流して川となって流れるのが、地形上仕方がない状況にあります。それは多分把握されていると思うんですよ。

その意味で現地の状況が的確に伝えられて土嚢を積む作業にみんなが当たったということなんですけれども、実際積まれた個所を川水が引いた後見たところ、何でこんなところに積んでおくんだと、こんなところに積む必要があるのかなという、なぜ浸水したところに土嚢袋が無かったのかなという率直な疑問なんですよ。

だから、現地を見た状況の連絡を受けたそれに対応する指示、組織的なものが出来上がっているんですかという意味で先ほど言った的確な業務部署、水防地区に行って定められた業務を行うということが、具体的に人員を含めてそこら辺の統制が取れているんですかということ、もう一度説明を受けたいと思います。

なぜ、一番真っ先に土嚢が積まれなければならなかったであろう地区に実際に積まれなかったのか、それも含めて答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今質問ございました、まず部署はできているのかということの具体性ですが、実際地域防災計画でございます非常配備の職員名簿を作成しておりますのは、地震、津波等に相当する部分は出来ておりますが、言われますように水防に関する部分のこういう作業の状況も含めて反省点になるのですが、正直ってありませんでしたので、過去のこのような事例がありましたのでそれを参考に実際に行動した状況でございます。

それと、なぜ橋北東のほうに土嚢がなかったのかというご指摘ですが、本部を出るときには、西森建設さんの上流のほうと反対側の共済組合さん側から順次、ここで打ち合わせていった予定では左右両岸ともクリーンセンター側のほうと公園側に向かっていくほうに分かれていたんですが、結果的に土嚢を積んでいた人たちは周りを見てやっていたと思うんですが、床上浸水になってしまった側の住宅のほうが手薄になってしまったというのが実態でございます。

名簿についても私どもの対策室としては成っているんですが如何せん、すべての災害に対応すべく今その作業を遅ればせながら進めております。

今後、これらも反省点になりますが、これらも早急に進めてこのようなことがないようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） わかりました。関連がありますので土嚢袋は水防倉庫には3,200袋が備蓄されているというふうに計画書の中にあります。

考えますとその水防倉庫というのはどこにあるかということここにしか無いわけでありまして、これはやはり、3,200で足りるかどうかは別にしまして、この3,200を分ける形でもいいですし、たとえばその水防で定められている茶内だけでなく、川ありますよね。その箇所、箇所に備蓄されたほうがわざわざここから運ぶ手間も無くなるわけですし、今後そういう方向でいく考えはございませんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 言われますとおり、備蓄しているのは役場の庁舎のすぐ脇でございます水防倉庫内でございます。で、数量については今回の18号で1,000袋を使用しました。実際400ございましたので、現場で作成したのは600袋、合計1,000袋です。

それでいわれましたとおり、町内で水防地域の部分では7か所実際に河川、地域がございます。河川の部分が網羅されていますけれども、今の状況でいきますとノコベリベツにつきましては18号台風のあと追っかけ26号台風がございまして、この18号で手間取った600袋を作っている暇がないという想定をしまして、現在2,000袋を制作した土嚢袋を茶内のクリーンセンター敷地の中にすでに積んでおります。

ですから言われましたように地域ごとに土嚢の袋でも置くということがすごく効果的と考えますので、その辺は十分今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今回実際に避難された方がおられるわけですし、まず、避難対象地域となった住民への避難準備及び避難勧告は何時ころ発令されたのでしょうか。

私にはおりましたんですけども、その防災無線を聞いた記憶がございません。

決して電源も抜いていませんし、無線のスイッチは入れてありましたので、私が聞き逃したのかどうかその伝達方法等含めましてお答えいただきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えします。何時だったかということですが、まず、手段なんですけど、防災行政無線によりまして第一報は20時40分に大雨警報の注意喚起を全町に行いました。

第二報については21時15分に議員さんおっしゃいましたとおり、二報目はノコベリベツ川周辺の世帯にのみ河川氾濫危険の周知を行っております。

それで避難勧告は21時40分に、同様にノコベリベツ川周辺世帯にのみ発令いたし

ました。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 注意喚起は防災無線で聞いておりました。

避難勧告は21時40分にその対象地区、河川の地区には防災無線で行ったということの認識でよろしいですか。

良くわからないのですが、この防災無線の限定できる範囲というのはどのくらいの細かさでできるのかというのを、参考までにあとで教えていただきたいと思います。

9時40分には対象地区には避難勧告はしたと、それですね、実際避難誘導にあられた消防団員の方から聞いたことなんですけれども、消防団員がこの避難対象地域に避難誘導に行ったときにはもうすでにその団員の膝上10センチ位まで水位があつてとても玄関から出せる状況になく、窓から高齢者の方を背負って、そして非難にあつたということ聞いております。

それを考えますとはたしてこの21時40分というのは適切だったのかなという気がします。

実際に21時40分に発令されて、消防団員がこの時間後にすぐに避難誘導にあつたのかどうかというところまでは確認していませんので、その辺わかれればお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の質問にお答えいたします。

21時40分に発令をいたしまして、この時点から浜中消防署に連絡しまして消防団への出動要請をしております。

同じように厚岸警察署、釧路総合振興局の方へも発令の時分の連絡はしております。

それで消防団の実際の活動の状況なんですけど、21時40分の避難勧告発令以前に第三消防分団の副団長が自主参集していたということが確認できております。

それで発令と同時に浜中消防署長より分団のほうに連絡をした内容が、避難勧告が発令されたので避難所の対応のほうに回ってほしいということで連絡が入っております。

ですが内容は議員が今おっしゃられたとおり、ようは避難所に行く前に実際問題避難者の救出を行っているということなんですけど、22時には消防署長のほうから、実はどここの家にうちの消防署員と人間が行っているんですけども、町の方でも確認してほしいというような連絡が入っておりました。

ですから、議員さんがいわれましたような作業は当時していたのだろうとは思われ
ます。団員も実際にはこの避難勧告後、浜中消防署と消防の分団員さんも出役をいただき
まして、消防署員が23名、茶内地区第3分団の消防団の方々が10名出動しておられ
ました。

先ほどいったような作業が、一斉に避難所に行くのではなく救出の部分でけっこう手
間取ったようなことを聞いておりますので、避難所に行くまでの作業にそういったこと
が発生していたという認識しております。

時間が適正かどうかという問題ですが、雨、集中豪雨が今までに記憶のないほどの雨
量が1時間に換算すると降っておりました。

それで、実際にこの時間が適正かどうかというのは集中豪雨によりまして川の氾濫よ
り先に低みに町道を伝ったり敷地を伝わったりして川に通じるまでに溜まっていた水
がすでに勧告時点で縁石が隠れる程度ということを知っておりました。

ですから、膝まである場所や長靴では入れない場所があったように思います。ですが、
時間的には特別遅いというような認識はございませんでした。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） なかなかこれは判断されるのは難しいかと思えますけれども、
少なくとも膝を超える水位があったという、実際にそういう状態でありましたので今後
それらも含めて検討していただきたいと思えます。

最初に申したように異常気象で片づけられなくなっているような近年の気象の変化
を考えますと、これは何も今年に限ったことではなく、また今後いつ起こってもおかし
くない災害かなというふうに危惧しております。

その意味であの川の規模を考えますと、河川の規模を考えますと本当に抜本的な改修
というのはかなり難しいと思えます。

ただ、20数年前にもあった状況の時には決して床上には上がらなかったのですよ、
床下には付いた家はあったけど、床上というのは、今回みたいのは考えられませんでした。
床上浸水と床下で終わったのではですね実際の住民としては天と地の差、わかりま
すよね想像しただけで、でございます。

せめて、床上まで水位が上がらない、ようは、上がった水を速やかに下のほうに逃が
してやるような、対策というのはこれから早急に考えていただかないとならん、実際に
やってもらわなければならないことだと思うんですよ。

それで、その点の対策的な考えは考えられえるのか、極力早い時期に何らかの対策をしていただけるのかこの辺の考えをお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の床上浸水にならないような対策の考え方についてお答えいたします。

18号の教訓がありましたので、早速私どもは次にこういうことがあつては困りますので、早急にできることといたしまして土嚢積みの高さの部分をごここにはこれだけ、ここにはこれだけと誰でも積む作業ができるように図面を作成しました。

これが即現場での対応で床上、床下浸水にならない方策かなと考えました。

それができたところにちょうど24号がありましたが、その時は出勤しなくて済みましたが、そういったことを考えております。

それと河川の全体的な部分の改修だとかは私どもどうするこうするはいえないのですけれども、実際18号のこともありましたので建設課長とも相談して、今後考えられる対策等についても、調査設計費など、もしかしたらお金がかかるかもしれませんが、そういった話を18号の片づけがある程度終わった17日、18日位から進めております。具体的にはコンサルを入れるとかまだシビアにしていますが、その辺は検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 早速できることから始めたということで大変お礼を申し上げたおいと思います。ただ、建設課とも対応してどの程度の規模になるかもわからないけれども調査設計をする形になるのかならないのかも含めて対応を今考えているということでございます。

先ほど来申しているように、いつ起きてもおかしくはないというのは来年またこの台風が来るかもわからないですよ、台風時期に。

だからできるだけ早く繰り返しますけれども床上に上がらない水を逃がしてやれる対策等をその時期までに、いってみれば調査設計費の予算だけでもせめて6月議会には出てくるのかなというふうに期待しますけれども、そこらへんはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今のご質問なのですが、できるだけ早くということにお答えします。実際に現場を検証したり、尚且つ現状当時20数年前からどのような

っているかという確かに現地の検証を僕も写真なり図面なりでしました。

先ほどもいいましたが、建設課長と話をした部分については、煮詰めて本当に必要な調査設計費の部分についてはシビアに理事者も含めて詰めていきたいと思います。

この部分だけなのかも含めて全てのほかのところも点検を含めて今後早急に方策を進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○町長（松本博君） 台風18号の当日は朝は晴れていまして、日曜日でその日は茶内市街と農村連合会の敬老会がありまして、敬老会に私は出席して挨拶をしました。

で、その挨拶ではテレビで朝見たのは京都ですね、京都のすごい被害が出ていて何万人という被害が出ているという中でこのままで来ると北海道に来るから、十分注意しましょうねと挨拶してその話を聞いていたおばあちゃんの家が、敬老者の家が床上浸水食らったという事実です。

ですから、これはですね、議員いわれたように今の災害も異常といえるというか、これこそ集中豪雨、ゲリラ豪雨という言葉が数年前から聞かれていましたけれども、それがもろに北海道に来たんだと思っています。

特にこの一年間、雨に対する被害というのは相当わが町でもありました。集中豪雨があって大きな道路工事も修繕をして今日に至っております。18日の時は釧路町、厚岸町、浜中町、順番に行きますと釧路町から、夕方から含めて大きな被害が広がってきたという事実であります。

そういう意味からすると昼間雨降っていなかったのがよる洪水になるくらいの雨が一気に降ってきたというふうに想定しています。27年前、私も茶内支所の担当者としてその時の災害に当たりました。27年前に被害を受けて何をやったかといったら何もしていなかったわけじゃないです。あの人道橋を一気に嵩上げしました。塀も作りしました。いろんなことでそれから、道路も改修してやってきました。ですからこの間、その程度のものについてはクリアしていたと思います。ですから今回の雨というのは20何年前の話じゃなくて、20何年前の話は朝から一日中、24時間で187ミリだったんです。今回の雨はたった4時間くらいでそれ以上の雨が降ったというふうに捉えてもらいたい。ですから相当な、異常な部分だと思っています。

ですから避難勧告が早かったか遅かったかといったら、もう追いつかなかったというふうに私は個人的に思っています。対策本部として本来であれば、土嚢積みというのは

水が来ない前に積むのが土嚢積なんですよね。

だから水が来ているときに土嚢積んでいるというのはちょっと違うというか、それと土嚢の作り方も実は20何年前に作ったことあるんですけども、その時の職員はいなくなっています。いるのは私くらいなもので、年齢も相当いってますから。

早く行ったら基本的な土嚢積も土嚢作りも、逆に勉強しなかったらいけないかなと思っ
ているところです、これから。

遅いんですけどもやらなきゃいけないと思っています。今後雨も含めて、今までど
うしても津波の部分の避難を重点に考えていたような気がします。

これは間違いなくいると思います。津波重点ですから茶内市街の人たち自治会の人た
ちは受け入れをしっかりとやるよ、任せておけと一いついて、実際にこの被害をもらった
時にはあんまり何もできなかったというのが実態だと思います。

そんな意味ではマニュアル含めて、地域の皆さんを含めてどんなふうにするか、これ
は雨の時であります、今回の雨を大きな要因だと思います。

本来はあの雨が吸収できないのですから、国道に抜けるところのあの橋のところの水
を出せば出ていくというふうに思っています。

ですから大きな発想かもわかりません。そうじゃない限り、今回の雨というのは水害
から床上浸水したのは川の水じゃないんですよ。橋北の上から来た水が全部集まってき
て、川も一緒に流れてもう一本川ができていう話ですから、床上浸水になった家
の床は逆に雑巾掛けして終わるような、泥なんか少しも入っていないんです。上水が大
量に来たというふうに私は思っています、2つの川もあふれた、そしてそれから一般の
上からくる水も含めて川になってしまった。将来的にはその川をいかに早く、道路にで
きた川をいかに早く川に戻すかということも含めて、これからできることは、考え付く
ことはそういうふうにやっていきたいと思っています。

究極は国道のあの橋を広げてもらえないかなと、ただ広げたら今度はその奥の道路、
橋が影響を受けるのではないかというふうに懸念もされる場所でもありますけれども
いずれにしても茶内市街から、このような被害が続かないように対応していきたいと思
います。それと、雨それから雪も今度は来ると思います。当然今年は雷も来ました。

ですからありとあらゆるというふうには出来るかどうかわかりませんが、そう
いう形で多くの災害に対してマニュアルも含めて、人も含めて対応していきたいとい
うふうに思っています、以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 予期せぬ町長からの総括の答弁をもらってしまったのかなという気がしますけれども、これで終わるわけにはいきませんので、ただ時間も無くなってきました。この後総務課長の出番もございますので。

次、避難所の対策、運営含めた対策についてお聞きいたしますので、出来るだけ簡単に端的にお答えいただきたいと思います。

今回、先ほど来っているように床上に上がられた世帯で、上までは上がらなかったけれども避難したという方が6世帯、橋北地区の6世帯でありました。

これが、どういうわけか茶内コミセンに1世帯、農業者トレーニングセンターに5世帯という形でわかれて、分散して避難されたという実態がございます。

実際避難誘導にあられた消防団員に避難場所の指定、どこに避難させてくださいという指示はあったのか無かったのか、時間が無くなるのでまとめて聞きます。

トレーニングセンターが今回避難施設として位置づけられて、実際に避難施設として、避難所として使われたのは今回が初めてだというふうに思っています。

そのうえで見えてきた点、見えてきた面というのは数点私が気付いた範囲でも数点ございます。それでまず、このトレセンというのは、和室、畳の部屋というのが2階にしかございません。何畳かな、かなり大きな部屋でございます。実際私9時過ぎ位には行って見ておまして、高齢者の方がこの階段を上り下りするのが大変そうであったと。

手すりに両手でつかまって一步一步移動されている姿が今でも覚えております。

またトイレがここも一階にしか無くそして和式であります。これも高齢者の方には本当に負担でありました。

それとこの備蓄品ですね、まあ避難施設になっている以上備蓄品があると思っておりましたら非常食とストーブしかなかった、毛布等の暖房をとれる物は無かったということでもあります。時間が無いのでまとめて質問するのでまとめて答えていただきます。

それで僕が行ってまず見たのは、感じたのはそこなんですよ。

大変だなと感じてそしてその後できるのであればコミセンに移ってもらったほうがいいんじゃないかなというくらいの判断まで僕が出来たくらいでございます。

それでそういう考えはその時無かったのかどうか、今後避難施設としての位置づけのまま使用するのであれば、ここはそれこそ百人とかという位避難しなければならない状況になった時にはほぼ機能のできないような避難施設であると思います。

そういう意味で今後改修も必要なのかなというふうに考えます。

普段トレーニングセンターというのは教育委員会の所管で管理運営をなされていると思います。

ただ避難施設という位置づけでなった時にはこの所轄及び避難者の受け入れ態勢というのは、個々の施設に関してどういう体制になっているのかということをお聞きいたします。ともうしますのは、私行ったときには教育長からの指示で職員1名の方、副町長からの指示で職員2名の方々がこの避難者の受け入れに対応されておりました。

後に教育長からの指示で1名の方が一晩中対応するというようになりまして、正直私も次の日の対応もございましたので帰りました。結局一人の方で朝まで対応されたという経緯がございます。一人体制で万が一職員の方の体調に異変があったり、そういうことを考えますと、一人体制での避難者対応というのは少々問題があったのではないかと、いうふうに思っております。

まずここまでの質問であります、最後にこれらを検証した結果、先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、個々のように災害、いろいろな災害があると思います。

この個々の災害に則した対策といいますか、防災計画書の中ではそれなりに計画は謳われておりますけれども、実際今回それを運用するにあたっていろいろな問題点が見えてきたと思います。僕もそうですけれどもそういう事態の時というのはいくら決め事があってもあたふたとしてしまいます。

そんな意味で個々の災害に合わせた、たとえばDIGで代表されますように、要するにシュミレーションですね、シュミレーションの訓練というのがその時々、の非常配備態勢を組まなきゃならない職員の中でそういう訓練が今後必要じゃないかなと考えますので、まとめてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 最初に団員のことについてなんですけれども、避難施設までの部分で消防団員さんについては、消防署からは避難所に行ってお手伝いをすれという話だったのですが、実際には茶内コミセンとトレーニングセンターでの対応は職員になっておまして、消防団員さんの手を借りずに済んでおります。

それと茶内トレーニングセンターの位置づけなんです、実際には議員いわれたとおり、食料とストーブしかございません。

今年度購入しました備蓄品の件についても現在、茶内コミセン等までの配備は終わり

ましたが、26年度以降ですね、計画ですけれどもコンテナ等の設置をしまして、やっ
ていこうという考えでおります。

受け入れの反省点ですが、実際コミセンのほうにも農林課のほうから職員対応なっ
たのですが、いわれたとおりトレセンは1人になっております。

朝方になって職員1人追加で2人になっております。

このへん、配備の部分も含めて、災害の人員配置も含めてしっかり今後の対応策を考
えたいと思います。最後のシュミレーションなんですけど、先ほど町長がいわれたとおり、
土嚢の積み方、作り方なども実際やってみないことには丸々太った土嚢を作ったりして
も動かさせませんし、転がっていうことを聞きません。ですから、そういうこともしっか
り机上じゃなくて土を持って、袋を持ってしっかり、反省点がありますけれどもやって
いきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 大変時間というのは早いもので、僕もあせりますけれども、答
弁もあせて答弁で、まあ今後この検証含めて、その検証結果わかったことに対しては
対応していくというふうに理解したいと思っております。今回床上浸水した1戸につきまして
は、この方が公住に移られたということもありまして、あの地区にまた1戸空き家が出
来てしまいました。それで昨年6月にこの空き家対策について質問しております。

その時の答弁は通告書に書いてありますので朗読はしません。

1年半が過ぎた現在持っておられる現況と、情報と今後の対応は考えられておられる
対応を答弁いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思いま
す。議員ご質問のとおり昨年の6月定例町議会でご質問を受けております。

その際、国や他の自治体の調査及び実態調査から始めたいとご答弁申し上げておりま
す。昨年でございますけれども、一度ではございましたけれども町内会議を開催し、言
葉では空き家対策と聞いてはいるのですけれども、実際問題として空き家対策として本
町ではどう考えていかなければならないのかという協議をさせていただきました。

残念ながら1回きりではございましたので、明確な方針、方策等とは出てきませんでした
けれども、その結果として現在消防さんが2年に1回ですか、空き家調査をしており
ますので、その情報をいただいて我々が現地を確認すると、その程度ですんでおります。

また、管内等々の動向ということですが、昨年開催されました管内の総務協議会、総務課長の会議ですが、ここで私のほうから管内の空き家対策の状況について、確認をさせていただきました。

去年の段階ではございますけれども、管内の市町村におかれましても空き家対策問題を抱えておられて、いずれも具体的な対策を立てかねているという状況でございます。議員ご承知のこととは存じますが、全国的に空き家対策にかかるあらゆると申しますか、いろいろな方策で条例等々の整備がされてきています。現在全国では27市町村さんが名称はともかく、空き家対策を盛り込んだ条例を制定しております。

全道では10月1日現在でありますけれども、20の市町村でやはり名称はそれぞれまちまちですが、空き家対策にかかる条例を制定しているのが実態であります。

そういった道内の情勢を踏まえながら、昨年たまたまといいますか偶然、茶内自治会さんのほうからも相談をされまして、実は今にも倒壊しそうな本当に古い住宅が何件かあると。

何とかこれを解体できないかということでご相談も受けましたし、たまたま田甫議員さんから質問をいただいた時期でもございましたので、これは自治会さんのご協力をいただいてということで自治会長さんと協議をさせていただき、何とか3棟予定していたのですが、2棟についてはご協力いただきながら自治会さんが中心となって解体をしていただいた経過がございます。

その後この空き家対策について具体的に進展はしていませんけれども、今年たまたま町長方の研修会といいますか政策懇談会というのがありまして、この政策懇談会の総務建設部会でも空き家対策関係が議論されております。

結果として道内、管内の市町村長さん方もやはり頭を抱えているというのが実態であります。今後さらに全道的にこの空き家対策問題は検討議論されていく方向で理解しているところですが、国会議員さん方においてもそういった動きが見受けられるという情報は得ております。

こういったことから本町といたしましても野放しというわけには当然行きませんので、今後もう少し内容を検討させていただきたいとそう思っているところであります。

以上でございます。

○1番（田甫哲朗君） 時間ですので、以上で終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 11時58分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次の通告者。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 通告順に従い一般質問をさせていただきます。

まず新年度の予算編成方針に盛り込まれる重点事業と防災対策についてであります。

私は平成23年6月定例会から今年の9月までの10定例会中、8定例会で一般質問を行ってきました。そのうち、6定例会で再三にわたる津波防災関連の質問をしていますが、遅々として進めぬ対応に内心忸怩たる思いがあります。

これまでの質問で明らかになったのは、まず自助、近助、共助によりいち早く逃げるのが優先で、避難道の新設、整備、監視を先駆けて進め、避難タワー、庁舎などの施設整備は総合計画にしっかり位置づけ、地域ごとの避難計画策定の際、地域住民との合意形成のもと実施年度を定めると答えています。

そこで質問に入るわけですが、まず町政全般に関わる部分ですが、新年度の予算編成方針に盛り込まれる行政事務、事業全般にわたる重点事業の概要を伺いたと思います、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 1点目の新年度予算に関わる重点事業の概要についてであります。災害対策やその他対策拠点となる庁舎の建設、少子高齢化の進展による少子化対策事業あるいは高齢者福祉対策の増加は避けられないものと考えております。

また本町を支える農漁業の振興、情報化対策、環境問題への対応や教育環境の整備など、課題は山積しているところでございますけれども、平成26年度の予算編成方針につきましては去る11月11日付で各課に示達したところであります。

その中で今年度の重点項目として産業の振興、防災庁舎、役場庁舎の建設構想を含む防災減災対策、生活環境と住民福祉の向上、生涯学習を含む教育環境の充実この4項目を平成26年度の重点項目として掲げ、特に重点事業の予算措置については、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画で計画される事業との整合性をしっかりと図ることを方針としているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今重点事業についてお聞きしたのですけれども、これは重点項目になってくるのかなというふうに思っていますが、産業の振興は当然、昨年も私聞いていますから同じような答えが返ってくるのかなというふうに思っていますけれども、産業の振興あるいは防災関係それから生活環境の整備とか教育環境ですね、今答えていただきましたけれども、私はもう少し具体的に聞きたいなというふうに思っているのですけれども、11月11日付で予算編成方針を示達したというふうに聞いていますが、回答はいつになっていますか。まずその辺をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この26年度新年度予算編成方針に基づき、現在各課から新年度の予算要求がされてきております。予定としては12月20日から予算のヒアリングを進めようとしているところでございまして、議員おっしゃられた26年度の重点事業、詳細につきましては今はまだ担当課としては把握してない状況であります。

ただ、これに先立ちまして平成25年から27年までの3か年について総合計画のローリングをすでに終えていますので、その中での要求事業というのはある程度は現在把握しておりますけれども、その中で予算編成が終わって最終的に財源調整もしながら重点事業を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

予算の提出については12月13日までの予定となっております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 予算編成方針を示達してから各課で予算要求をそれぞれがされておましてね、今月の13日、ほんと近日中ですけれどもそれまでに企画財政課のほうに予算が集中すると、要求が集中するという内容だと思います。

24年9月の定例議会で一般質問した際ですね、当時の税務課長ですか、税務課長からの答弁もいただいたんですけれども、予算編成方針については次年度における町政執行方向を示す最も重要なもの、財務規則では毎年度あらかじめ重点施策を予算編成方針に定めて通知することになっているという回答を得ているんですよ。

それで、これは昨年の9月議会でした。で、12月議会にはですね早速その予算編成方針が出されてきてね、具体的に事業名まで出していただいたんですよ。今回また元に戻ったというわけではないんですけれども、重点事業じゃなくて重点項目というような今の総花的な話ですね、これから予算査定を行って具体的に重点項目を絞っていくんだという話わからないわけじゃないですけれども、去年の答えと今回行われていることが

違うのですが、去年町長が答えている部分もありますから、町長か副町長、その辺の考え方どうですか。そういうことでこれからも行くんですか。去年言われたことと違いますよ、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今のご質問ですけれども、昨年と予算編成方針が具体化しているのとそうでないのというお話でした。財務規則には財政担当課長が編成方針を示して各課から要求をいただくということです。今回は先ほど企画財政課長申し上げましたように大きな項目について、その中で各課で諸用の事業について予算化するということです。前もお話ししたんですが、機構改革やりましてですね、どうしても前は財政担当が優先して事業を決めていたということで、企画担当と財政の連携がちょっと今一欠いていたということがありまして、このたび4月に企画財政課と銘打ちまして、企画部門と財政部門を一体化しました。その中で今回ローリングもですね、今後3年間を過去のものとして整合性を図りながらこれから、1月ぐらいには決まるのでしょうかけれども、今ヒアリングを行いましたので、そんな意味ではそれをベースに本来やるべき事業の優先度を決めたいと、予算措置を図るという方針なんですね。ですから本来的に、従来からそうでしたけれども財政で動いて財政で決めるという、財政が一部政策的な部分を担っていたという現状から機構改革でその辺を解消しようということで、このように課の統合を図ったわけでありますので、その辺で基本的には総合計画がベースでそれに伴う優先度、緊急度に応じまして予算の財源調達をします。それでもって最終的に予算措置をするかどうかの決定をするということには変わらないと思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 昨年の9月時点の答えとしては、今後は大きな予算について前もって話をさせてもらおうと。本来であれば執行方針が出来てそれから予算編成方針を組んで、そして査定に入るというような話もされていまして。今後、今回機構改革があつてこのような方針に変えたということであればそれもそうなのかなというふうな感じですけどね、一度約束したことについてはある程度、今12月13日までに各課から予算要求が上がってくるわけですし、もうすでにメール等で集中しているのではないかなと、予算要求が上がっているんじゃないかなと思うんです。

そういう中で新年度の大きな事業といいますか、たとえば今回補正予算で出てきますけれども繰越明許費で公営住宅の関係なんかも出てきますから、そういったものが目玉

になってくるだとか、あるいは水産振興、産業振興の部分でいくと昆布の雑草駆除だとかそういうのは今後も必要だからやっていくだとかね、継続事業が主になるとは思いますが、ですけども、そんなことが出てきていいのかなというふうに思っているんですが、今後の在り方として聞いておきたいのですけれども、今後も今のような大きな事業名といいますか施策といいますか、施策ですね、今回言われたのは施策だと思いますけれども大きな施策を示して各課から予算を挙げてもらうとそういう方向で行くのかどうか、昨年9月で答えたものを一応破棄して新たな考え方で進むというふうに行くのかどうかその辺お聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 予算編成の在り方ですけども、先ほど副町長のほうからもお話ありましたけれども、やはり予算編成の基本となるものは平成22年度に策定しました総合計画、これをもとに将来的なまちづくりに向けた予算編成をしていくと、基本的にはこういう考えであります。

平成22年度に策定しました総合計画でございますけれども、実施計画そのものにつきましては毎年度3か年のローリングをしていくと、これが基本的な実施計画の在り方でございます。総合計画22年に策定して、実は今年初めてこのローリング作業させていただきました。事業費についても相当変わっていますし、各課からの要望の事業についても、相当当初計画にもなかった事業が多く追加されてきています。

それと特に特徴的なものとしては、維持補修関係、これは全国的にも問題になってますけれども、公共施設を建設してから10数年、20年が経過し、ある程度の大規模な改修が必要になってきていると。こういうものがかなり多く見受けられております。

そういうことからして、財源確保についても中々総合計画のローリングの中では各課から財源についてはあまり積極的な財源というのは見受けられなかったものですから、正直言って今まだこれの集計作業をやっている最中です。

これらの集計作業を優先させてですね、新年度予算の編成、最終的な政策的な事業費、事業内容ですね、ハード事業、これらを最終的に決めていきたいなというふうに今考えているところでございますので、今後としましてはやはり総合計画を基本とした予算編成をしていくということで進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 的確な答弁をいただきました。私も理解をいたしました。

予算編成方針の本来の基本的な部分は総合計画が最上位計画ですから、それをもとに予算編成に努めるということです。それと今回初めて総合計画を作ってから今まで一度もローリングをされていなかったと、実施計画のですね。それというのはどういうことからそういうことになってきたんでしょうか。私はすごく不可解、これは決めごとですからね、総合計画を作成した段階で。いま大変企画財政課長が困って、やっとの思いで多分ローリングをされたと思うんですよ。そういった意味でどういう事情があったのか、もし答えられるとすれば、その辺のお答えをいただきたいと思います。

それともう一つその財源確保の関係ですけれども、これも今までのやり方でいきますと、事業やる財源については企画財政のほうで財源を見つけてくるというようなことが各現課に漫然となっているのかなというふうに思っています。私はそれぞれの課で事業を進める際にですね、どういう補助制度があるだろうか、こういった起債の使い方があるんじゃないかというようなことを各現課できっちり勉強して予算要求されるべきだと思うんです、そう思いますので、その辺のことも今後どういうふうに各課に周知するのか、これは予算編成方針の今回出した中に含まれているのかどうかその辺もお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 1点目の総合計画のローリングに関しましては機構の改革等ですね、人員の配置等の問題もあり怠っていたということにつきましてはこの場でお詫びしたいというふうに思っております。今後についてはしっかり対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

それと財源の問題であります。これも当初予算編成方針を出したころから総合計画のローリングもやや同時並行で作業進めておりましたけれども、なかなか財源が確保できないということで、先日各課のほうに改めて適正な補助事業があるのかどうか起債があるのかどうか、これらをしっかり見極めたうえで予算要求をされたいというふうなことで先日も担当課長から各課長に事務連絡で文章を出したところであります。

いずれにいたしましても、これから改築等に関わる財源というのがいまだ国の方でもなかなか方針が決まらないということで、国政レベルで今その財源をどうしようかということで協議しているというところがございますので、それらも見極めながら何とか有利な財源を確保しながら事業を進めていきたいというふうに考えているところがございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 理解をいたしました。是非ですね、各課に示達したということですので、それぞれ各課長さん一生懸命財源確保、どういう制度があるのかを把握していただきたいというふうに思っております。

2点目の質問に移らせてもらいます。新年度の中で今回防災対策という大きな項目が示されました。その中で庁舎の建設も含むというような話がちょっと聞こえてきた、先ほど言われたと思うのですが、実際新年度の防災対策については今の庁舎も入るだろうけれども、ハード、ソフト事業、どんなことを予算化しようとしているのか伺いたと思います。それで、先ほど企画財政課長言っていましたけれども、総合計画のローリングに合わせてですね、防災関連事業、新たに出たものもあるはずですよ。そういったものを実施計画にどのように反映したのか、事業名と実施年度をお聞かせいただければと思います。それと合わせて道に対する要望事業があると思います。たとえばMG道路の2車線化だとか、あるいは橋の強靱化とかですねいろいろ出てくると思うんですけども、その辺のことも総合計画の道に対する要望とかいう部分でまとめられているとすればその辺もお聞かせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今のご質問でございます。平成26年度に向けての防災対策の主な事業でございますけれども、先ほどまだ十分現課からの予算要求が把握できていないということで詳細にはお話しできませんけれども、先日の総合計画のローリングの中での事業ということでご理解願いたいと思います。

その中で1点目としては防災行政無線の設置、これについては26年度に屋外拡声器を設置したいという要望が出ています。26年度だけでお話しさせていただきます。

それと避難道の整備事業ということで丸山、火散布、榊町4か所の基本調査、それと霧多布避難道の整備、津波避難用の非常用照明の設置、これらが丸山散布、養老、榊町、貫人の4か所くらい設置したいと。それと津波避難用の案内看板の設置、これ25年度も設置していますけれども、26年度も30か所程度設置したいと。それと防災用コンテナの購入。これについても継続事業でございますけれども、26年度に5か所設置したいと、26年度に関しては以上のような事業が現課から総合計画の中で要望があったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

後段の道に対する要望については防災対策室長の方からになります。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 後段の北海道に対する避難する部分に相当する部分についてお答えいたします。

現在まで確認している事項ですが8月に別の事項と一緒に確認したことなんですけれども俗にいうMGロードなんですけれども、交通センサス、要するに車の流れの部分も含めまして実際に避難道という部分の位置づけで北海道さんが動き始めまして、MGロードを率先して行いたいという回答をいただきまして、ぜひそうしてくださいということでお願いをしてまいりました。これについては年に一度重点事項の取りまとめがありますので、重ねて逐次ほかの路線も含めまして要望を続けていきたいと思っています。

簡単ですが以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 私聞いたのは今企画財政課長のほうから26年度の事業を聞かせていただきました。それで、総合計画のローリング際に新たに出た項目があると思いますね、例えば何があるかな、ヘリポートを作るだとかそういったものが何年度に位置づけされているのか。例えば重要事業ですね。過去にもありましたけれども避難タワーなり庁舎の建設、これらについては何年に位置づけされているのか。

この辺もローリング後の話としてお聞きをしたいなと思っているんですよ。

それでたまたま決算特別委員会の時に防災対策室長から資料をいただいておりますが、その時の今後の防災対策事業として津波避難道の確保としては道路、車道の2車線化、MGとか後は湯沸の坂、これについても考えているんだとか後はソフト部分で行くと一方通行化も考えられている。それから避難道の整備については4つあるんだけど、それも年度ごとに例えば霧多布の避難道については来年やるよと、それから丸山散布については27年、火散布が28年、榊町が29年というような、こういうことが示されております。そういうことで良いのかどうか。また来年ローリングするから一応位置づけはしたけれどもそのローリングによって早まる可能性もあるというのは、私良いと思うんですよ。ですからそういったとりあえず今の位置づけされたローリング後の姿、防災に関する事業名と年度をお知らせ願えないだろうか。それは道に対する事業についても総合計画上ありますからそこで何年度に、例えばそのMGロード2車線化するように要望していくのかと、総合計画上要望していくのかとそういうことを聞きたかったんですけれども、もし答えられるのであれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 防災対策のかかわる総合計画上の位置付けでございますが、これにつきましては、前段で申しあげましたとおり一月中に事業の位置づけを全体的にしていきたいと考えておりますので、先ほど言った26年度予算に向けた事業が中心になってくるんだろうなというふうに考えております。

特に防災の拠点となる庁舎の建設等につきましては、総合計画上31年度だったと思っておりますけれども、これらについても今回のローリングの中でどういうふうな年度の位置付けをするのかこれから協議をしていきたいなというふうに考えています。

国事業とか道事業の関係の要望につきましては例年3月の後半から4月に、過去には開発予算要望ということでしたけれども、現在は市町村の懸案事項ということで町村会をあるいは開発期成会をつうじて要望書を出しますけれども、その中に道事業あるいは国事業、町事業これらの分類がありますので、その中で27年度の事業についてまとめて、来年の3月に出すのが27年度事業なんですよね。27年度事業については来年4月以降の開発予算というか市町村懸案事項の要望にも位置付けしながら国、道に積極的に要望していきたいというふうに考えておりますということでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 私言ってるのは、今までやってこれなかったローリングをやったんだから、終わったんですよ…まだ終わってないんですか。

ローリング終わったというふうに相当苦労されて終わったというふうに聞いていますから、ローリングが終わったのであれば防災庁舎だとかねタワーだとか避難道だとか年度さっき言いましたけれども、避難道については29年まで一本ずつやっていくということが決算審査特別委員会の中では示されているんですから、そういったものが総合計画上避難道の整備という項目があれば、26年度は霧多布ですよ、27年は丸山散布ですよとかっていう形でとりあえず貼り付けはされているんだろうなということが私前提としてあるものですから、今の話、まだ終わっていないのであれば当然貼りついてないですよ。終わったという認識でいますからこういう聞き方をしているんです。

その辺だけもう一回お願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 前段で総合計画のローリングにつきましては11月に

4日間かけて聞き取りをやっています。これにつきましては1月の予算編成、あるいは26年度の執行と合わせてですね、1月中に全体的なとりまとめ、予算の貼り付けとか、年度の貼り付け、事業の貼り付けをしていきたいというふうに予定で考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） わかりました。私の受け止め方が違ったと思います。それであれば当然まだ何年に張り付いているという話は無理ですね。ですが決算審査特別委員会では年度まで示されてきたものですからこれはもう終わったものだというふうに思っているんです。これは資料としてきちり出ていますから、決算審査特別委員会の中で各課に対して今後の課題あるいはこの部分についてはどうなんだということで聞いたときに資料として出ていますよ、これまでの主な防災対策と今後の防災対策。これはハード、ソフト事業と出ていますから、そういうことで質問したわけです。

それで津波の避難タワーについては平成27年、29年というふうに言ってますけれども、これは今までの総合計画とまるっきり変わってないんですね、同じ年度ですから。

だからあれ変だなと思いながらの質問でした。そんなことで、これ以上聞いてもこの部分の話は出てきませんからきちり総合計画、今ローリングと査定を済ませるということですから、その中できちり位置付けを是非していただきたいと思います。あわせて道事業についてもソフトの部分あるとすれば例えば一方通行の関係なんかについても必要だと思うんですね。ですから、そういう訓練も含めてやるというようなことでお願いをしたいと思います。

それでは、3点目です。今の2点目と関連するので、1月のローリング終わった段階になると思うんですけどもそれぞれの年度で貼り付けされた事業を実施する際、地域住民の合意が必要だと思うんです。それでたとえば役場庁舎であれば建設場所、それから設計等について事前の説明が地域住民にあってしかるべきだと思うんですけども、そういうお考えはあるのかどうか、地域の具体的に入ることによって事業のやろうとしている実態が見えてくるし、今行政的には防災関係については喫緊の際だから危機感をもって対応してくれているんだなということが地域として見えるわけです。

今の段階では全然見えないんで、やっぱりローリング後の総合計画にきちっと位置づけされたものが地域に入ってきちっと説明ができると、説明されるところということが大事だと思うんで、その辺をまずお答えください。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） お答えします。あらゆるものについて住民の意向を踏まえて政策に反映するのが原点でありますからそのように進めたいと思っています。

例えば、この中で大きな問題は先ほどローリングの前に担当課で設定している年度をお示ししたと思います、それをこれから整理して1月には決定したいと思っていますが、例えば庁舎移転につきましては、総合計画では平成31年度、現状ですね、これからどうなるのかということですが、この件につきましては少しでも早く進めたいということで、内部ですけれども関係部署の課長、係長を中心としまして役場庁舎建設準備検討会、仮称ですけれどもこのようなものを立ち上げて、これを25年度から開催してですね、庁舎の移転ですとか建設場所の選定ですとか、施設自体の方向性ですとか、他の公共施設の関連性ですとか、防災対策との一貫性を保ちまして、どんな施設にした方がいいのかということを検討しまして、そして26年度中にはある程度の青写真を固めてまいりたいと考えております。青写真が固まり次第、説明会等の開催によりまして、町民の方々にも十二分に周知をしてみたいと、その際にまたご意見があればと思っておりますが、まず内部で構想を練ってどんな機能をその施設に持ち合わせたら効率的に防災対策あるいは本来の行政事務が効率的に進むかということも検討してみたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 地域に入るのが基本だという、基本的な基本のことをお話されました。まさにそのとおりであると思えます。

それで今庁舎のことについて26年度中に青写真を作って町民にも周知するというような、そういった準備会を立ち上げたということですが、私は平成23年の6月からずっと一般質問してきた中では、平地部に住む住民の命をいかにして守るかということで、避難タワーに固執しています。それが最大の津波が来るということで、20メートル以上のタワーではたして耐えうるだろうかというようなことで随分議論をされてきましたけれども、私逃げ遅れた人のためのタワーということに対して非常に不信感を持つのです。というのは、道道別海厚岸線がありますが、そこの両脇に電柱がずっとあります。地中化されていけば別ですが、その電柱が倒れたら車で避難することが原則になっていますから、車で避難できないんですよ。

で、あの平地部に住む新川、暮帰別、川中琵琶瀬では何回も言いますが、400人の住民が住んでいるんですね。霧多布地区であれば湯沸山に歩いてでも避難できます。

それから散布地区も近くに高台がありますから避難できます。

琵琶瀬の元琵琶瀬についても橋の向こうのほうが近いわけですから津波の来る方向に向かって逃げるわけですが、やっぱり高台があると。

まるっきり高台がないのはそういうところなんですよ。

ですから、そういう人方の命を守る、逃げるのは最大の、一番先にやるということですが、私はそこの避難タワーについてですね固執をしています、今でもそうです。

それで26年中に庁舎の準備会を作って青写真を作ると言ってますけれども、タワーについて、当初総合計画で計画されていた27年、29年に一か所ずつ作るというこれが見直されて、今後どういうふうに展開されるのかというのが全然見えてこないものですからこういう質問になっているのですが、その際、実際総合計画で位置づけられて、実施に移るときにやっぱり地域の住民の合意が必要だと思うので聞いているのです。

ですからそっちのタワーの関係については、動きはありますか。例えば4点目の質問にもありますけれども、地域ごとの避難計画策定のスケジュールを伺いたいと言ってますけれども、その避難計画のスケジュールに合わせて地域ごとに入ってくるわけですから。その場で例えばそこの平地部に住むエリアの自治会に入ってきた時にそういう話ができるようにして欲しいのですよ。

何年ころの計画で、こんな計画でいますと。

そういうことがはたして出てくるのかどうか。でこのスケジュールについても地域ごとの避難計画は年度末までに作るって言っていますから、必ず1月から3月までの間に地域に入ると私は理解していますが、その辺も含めてお答えください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今のタワーについて若干現状でのお話をしたいと思えます。全く手を付けていないわけではございません。僕自身が設計できればいいんですけども出来ませんので、指名とかの関係で設計コンサルタントの業者さんに今段階で3社ほどこちらからお願いしまして、避難タワー建設に当たりまして単純に浸水深というもので話を進めています。これは例えば琵琶瀬湾であれば10メートルとなってますので、プラス余裕を考えて20メートル程度の上に住居程度の避難所、そして防寒対策として北海道独特の寒冷地仕様にして欲しいということで投げかけております。実際問題で北海道の中で寒冷地仕様の避難タワーという事案は一件もございません。なおかつコンサル的には全国レベルでも寒冷地というものではまだ実際に東北3県の被災し

た中でもないらしいです。それで今現在では想定の部分での作業は進めていますが、まだ形は見えてきていませんがそういった中で着々と進めております。そういった意味で、4番目に若干触れますけれども、仕組み的にはその中でしっかりやっっていこうと思っています。今段階では単純に基礎地盤の問題もありますし、そのほかに先ほど申しました寒冷地の部分もございませう。その部分では既存の建物の総合的なものを使いまして基礎は大体こんな形で上空にこんな形というもので動き出してはおりますので、この辺のことを今の浜中町の津波避難計画策定に向けての行動に生かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 私も時間が無くなってきてあと15分ですね。今の話でまるっきり考えていないわけではないということで、設計等についても依頼しているということですから、ぜひ琵琶瀬湾については浸水深が10メートルですから、そこに20メートルの高さのものがあればとりあえずその上で防寒チョッキを着るだとかね、そういうことがあってもいいのかなというような考え方でいます。

それと整備計画の中で町長が答弁してくれた救命チョッキの話なんですけれども、中学校、高校に配備したいという話が前あったんですけれども、それは総合計画の中で位置付けされるのでしょうか、そこだけ確認しておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまのお話のありました救命チョッキの関係でございます。

議員おっしゃられるとおり暮帰別新川地区には中学校、高校がございます。

これの避難対策としては当面バスでの避難ということで考えておりますけれども、そのバスに間に合わない生徒あるいは地域住民等がございますので、それらの救命チョッキの配置、それと先の台風18号で町職員あるいは消防団が川のそばで土嚢を設置すると、こういう危険な作業もともなってきますので、救命チョッキの設置についてはできるだけ早く対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 理解いたしました。次の質問に移させていただきます。

2点目ですけれども太陽光発電の導入施策はどうなったかであります。

平成25年度の執行方針で新たな項目を起こして再生可能なエネルギーの調査研究を進めると述べられ、私は賛同の立場で一般質問を行いました。

再生可能エネルギーについては先ほど来いわれてますけれどもCO²の削減にもつながり脱原発にもつながる。それから爆弾低気圧が発生するというのも一つの異常気象の原因にもなっています。それに対応する部分として一部のこういう小さな町村でもそういった再生可能エネルギーを導入するという事は、本当に有意義なものだと思って、町長の考え方に賛同して一般質問したわけであります。

それで、この買取価格制度が平成24年7月から施行されて1キロ当たり42円で20年間保障されるということで、これは電機会社が買い取りを義務付けされるというものですけれども、今年度は38円になりました。26年度は34円、27年度以降は30円に下がるとこういうふうに経済産業省が試算をしているわけであります。

町長は今年3月の私の質問に対して、毎年価格が見直されるのであれば、早くやりたいと。年度的には一年間勉強させてもらって26年度中にでも500キロワットくらいからでも地元業者に発注をしたいという考え方を示されております。

まずその考え方に変わりがいいのか町長から答弁ください。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 3月の執行方針の中に間違いなくそのことを突っ込みましたし、今議員言われるように積極的に、高いうちにつけたいということでの執行方針の中身でありました。その中でもしっかり勉強させてもらいたいということも含めてお話しさせてもらったと思っています。ただ、平成24年度10月までに、その時点では知りませんでしたけれども、FITによる売電事業ができることに対して浜中町民、事業所も含めて多くの人たちがこの事業参加に申し込みをされているところです。件数で言いますと24件の方々が24年10月までにそのことはやられました。そして実際に工事できているのは25年にこのことが工事されました。小さいところでは30キロ、50キロが一番多いです。100キロ超えるのが3基ほどありますけれども、いずれも25年に完成しております。それとあと2基ほど26年に、24年の申し込みでケース的には26年になりますけれども入っています。これが24年10月までに申し込んだ分であります。その後24年10月から12月までに協議しているもの、これは6件あるそうです。それから25年1月から今までで10件要望が調査依頼しているというふうになっていますけれども、合わせて16件が今できないというか、答えでは待っている状況に

なっているのですけれどもそのことが難しい状況になっております。

それで当初私が思ったのは当然町が積極的にやればいいのかと思ったら、逆に町民の方々が積極的にこの事業に参加してきたというのも大きな驚きでもありました。

これは売電事業としての位置付けだと思っています、ですから、私も大きなもの、できたら学校のグラウンドだとかそういう発想しておりましたけれども、それと大きな問題は調査しての中で送電線の絡みが出てきまして、送電できないという状況が今あると思います。ですから、今出ている16件もそれで止まっているというふうに思っています。その送電線を引くのに3000万円から5000万円、さらには億の単位でかかるという話も大きくなってくると出てきていると聞いております。

そんなことからすると当初私が考えていたFIT売電事業でやるということについて支障が出てきていると言ったらおかしいですけど、残念ですけど手を出せないという状況に今陥っているところであります。結論から言うと今そういう状況にあるということをご報告いたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 結論から言いますと手を出せない、ということですから当初やるうとしていた考え方を変えたというふうに理解していいんですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） FITの部分については難しいだろうと思っています、売電事業に関して言えば。ただ、低炭素社会を作るという意味でこれから建設しようとするものに対して逆にそういう事業を通じて利用して使って余剰電力を売っていくということも今考えついているところであります。FIT売電事業についてはちょっと支障があるなど、ただ作って使って売電する、このことについては可能だというふうに思っています。ですからFITの場合は全て単独のお金といたらおかしいですけど、町単費でやりますよね、そういう事業でやっていくのであれば、今度は補助事業を使っていきたいと、使えるのではないかとというふうに思っています、使うということになれば。売電でなく使うということになればそういう事業で整備していきたいと思っています。決して止めたというのではなくて、方向を変えるしかないなというふうに今思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 時間もないのであれですけども、私が25年3月定例会で聞いたのは、町独自で太陽光発電の導入を検討できないかということで質問しているの

すよ。町長も執行方針ではそういう方法で進みたいということで答えているんです。今町長が言われたことは補助事業をもらって例えばどこかの施設に太陽光パネルで発電して使うものは使う、余剰電力を売るというそういう仕組みだと思うんで、それは今でもゆうゆうでやっているのですからそれはそれとして別にして、私が言っているのは浜中町独自の発電所を持つというそういうことについて500キロからでもまず設置して、それは設置については地元業者を使ってやりたい、こういうふうに答えておられたんですよ。結果的にはその答えを聞けないうちは2点目、3点目に入っていきませんから、断念するというのであればこれ以上の話は聞けないというふうに思うんですが、改めて町長から考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 送電線の部分からすると、送電線が拡大されない限りできないと思っています。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 厚労省は11月27日社会保障審議会介護保険部会の最終報告書を受けて制度見直し案を示し、2014年度の通常国会に法案の提出を明らかにしました。これは12月4日の私の一般通告書を出す時点のことです。ところが、12月5日に参議院本会議で社会保障プログラム法案が強行採決されました。これは政府が決めた社会保障改革のスケジュールを国会に可決させて、お墨付きを与えるという既成事実が起きました。容認できるものではないと思いますけれども、以下この介護保険制度の問題について質問いたします。まず一つ目は介護保険のことで現在介護保険の利用者で施設に入所するそういう入所者の待機数はいくらぐらいになっていますか、お答え願いたいと思います。将来ともにこれは増え続けていくそういうみとおしなのかどうか、どういう傾向にあるのかもお答え願いたいと思います。直近の数値で良いです。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 当町の入所待機数についてお答えいたします。

直近の数でお答えいたします。当町の介護保険施設は2か所ございまして、特別養護老人ホームハイツ野いちごの直近11月末の待機者数は35名となっております。もう1か所のグループホームなごみにつきましては現在5名というふうに伺っております。

将来的見込みでありますけれども、この5年間の推移を調べましたところ、特別養護老人ホームハイツ野いちごにつきましては30名から40名の間で推移を繰り返して

いる状況ですので、35名程度で推移すると予測はできますけれども、今後2025年に一番高齢者数が最高になると推計されておりますので、今後若干でありますが増加傾向になるかと思えます。2025年を過ぎますと減少傾向になるのではないかと今のところ推計をしております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） ここでもそういう傾向にあると、これは世界的だと今朝のラジオでも放送されましたが、世界的な傾向でこれから高齢者の介護問題というのが大きな世界的な問題だというふうに報じております。

それでこの介護保険の問題で今厚労省が見直し案を出しています、これは実際の介護保険が始まったのが2000年だったと思えます。それから3年おきの見直しが行われてきている。現在5期目に入っているんじゃないかと思えますけれども、この間13年間、浜中町でのこの介護保険の傾向ですね、それはどういう傾向にあるか、目的は今まで介護して、家庭で、家族で介護をしていたところを社会化していくと、そういう目的で作られた制度のようなんですが、この目的が実際は果たしているのかどうか。

浜中の状況についてお答え願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 介護保険制度の実施13年間の評価と目的の達成がされているかという質問につきましては、介護保険制度が創設された目的として、要介護状態となった方が尊厳を保持しながら、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としてこの制度を設けるといふふうにされています。浜中町では介護保険開始以前の準備段階から関係者で協議を重ねまして介護保険の計画書において高齢者の自立を目指す町浜中をスローガンとして要介護認定者を増やさないための介護予防事業の実施でありますとか、高齢者の自立を支援する自立支援ヘルパーや送迎サービスなどの介護保険によらない独自のサービスを展開してまいりました。

社会的に介護を支えるといいますか、施設に入所しないで、できるだけ自立をしていただくということを目指してうちの町はやってきて、目標としてまいりましたけれども、それに加えて地域包括支援センターによって、相談窓口を一本化しまして専門職によって、要介護状態となる方やその進行を予防して、より健康的な生活を維持していただくための働きかけをずっと行ってまいりました。

介護が必要になった方にしましては、ご本人やご家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるように、対象となる方の心身の状態でありますとか生活環境などを勘案して、担当するケアマネージャーがご相談に応じながらサービスを提供してまいりました。その結果としまして、高齢者の方々が尊厳を保持しながら、有する能力に応じてできるだけ自立した日常生活を送れるように支援をしてまいるという目的は達成されているものと考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 浜中の場合は実際に介護保険料を見ましても月額2900円で2000年からずっと変わらないできていると。これずっと誇りに思っていることではないかなというふうに思うわけですが、逆に実際に利用したい施設が欲しいんだと、なかなか地元では入れないということには実際はなっていないのでしょうか。施設だとかサービスの項目ありますよね、10何ぼありますか、20何ぼありますかそういう施設がすべてはできないけれども、浜中ではこの施設はできませんと、利用できませんという施設が何項目ぐらいありますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 施設の種類でありますけれども、今言っているんですか、種類はたくさんありますがまず、老人福祉施設、これは特別養護老人ホームハイツ野いちごがうちの町にございます。あとグループホームも町内の方しか今は入れないというふうになっていますので各町に設備が必要かと思えます。これはグループホームなごみのございます、9床です。先ほどの老人福祉施設は50床ございます。うちの町にもう一つ施設がございますけれども、浜中診療所内に療養型医療施設がございます。6床ございます。そのほかは町内に無い施設となりますけれども、老人保健施設、これはドクターが常駐してましてリハビリなどを行う施設です。ですから病院から家庭に入るまでにリハビリを行って、そこで介護度を低くしたうえで、自立度を上げたうえで家庭に帰られるというふうな施設です。あと養護老人ホームがあるんですけれども、これは介護保険による施設ではないのですけれども、養護老人ホームの中で介護が必要な方に対してサービスを行うことで、このサービスに対しては介護保険のサービスを利用されるということになります。これは一人暮らしの方だとか、一人暮らしで自分一人ではなかなか生活できない方を対象にした施設になります。あと有料老人ホームといいますが、これもこれは、例えばうちの町であれば透析が必要な方ですとかは、うちの町に透析

の施設がございませんので、透析を受けながら釧路市内の有料老人ホームに入りつつ、送迎を受けて透析を受け、そこで暮らされているという方がございます。

これはうちの町ではかなり難しいのかなというふうに思います。

ですので、大きく分けて6つの種類ですけれども老人保健施設と養護老人ホームと有料老人ホームについては、うちの町では有料老人ホームを立てるのは民間になろうかと思えますけれども、その民間で立ててくださるといふところがあれば、別ですけれどもうちの町独自でこれを造っていくというのは難しいのかなと思っています。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、中々ここでは施設を立ててそれを利用するのは難しいと、そうするとほかの市町村にある施設を利用すると、いうことができるわけですね。それはこの介護保険の中で適用されるということになるかと思うんですが、そういう施設を造るとお金かかると。で一定の枠が決められているから地元の負担がかさむと。そうすると当然それを利用する人たちに負担が係ると、だから浜中の場合は介護保険料が安いのは、反面そういう部分もあるぞということになるんじゃないかと、逆にいえば、それはそれとしてまず今浜中である施設それから近隣である施設を利用して直接遠くにはなりませんけれども困らないということになっているのかと思います。

ただだいぶ前に私いろいろ聞いたことがあるんですが、認知症で非常に暴力的な行動を起こすというような方がおられまして、この方は道南のほうの施設に入ったと、中々面会に行くのも大変だというような苦勞されている話を聞いたことがあるんですね。

まあ一番いいのが近くにあって家族が見舞いに行ける、見回りに行けるというのが一番いいかと思うのですが、そういうことも起こりうるという実態があるというふうに思います。それで今行われている、行われようとしている見直しの問題に入りたいと思うのですが、介護士の声というのはいろいろ全国でも話されていますし、地元でもあるいは近隣のところでもお話をされているんですが、介護保険の時間が短縮されましたよね、在宅の時間短縮が。こういう点でこういう話が出ているんですね。洗濯だとか掃除、食事などそれぞれ15分ぐらいでやるというのは無理だということで、ゆっくりと話す時間はないと、時間短縮は丁寧な寄り添った介護は無理なんだというようなことを言われている介護士の方も聞いております。

それから認知症の介護は経験が必要なんだよ、相手のやってほしい思いを行動や態度で感じ取れて、そして介護がスムーズに受け入れられた時の患者さんの安心しきった笑

顔は忘れられないと。それが私たち介護士の生きがいだというような方もいらっしゃいます。訪問介護というのは重度化を防ぐそういう手段なんだよとゆうことも言われている介護士さんもいます。買い物した品物を確認しながら料理のレシピの伝授をしてくれるおばあちゃん、その時のおばあちゃんの瞳は輝いているというような話をしたり、個人の価値、意思を尊重してプライバシーに立ち入らず明るく振舞い、さりげなく励ますということが体調にも気を配りながら、適宜にお医者さんにかかってもらうあるいは、入浴などの利用を促す。中々入浴したまらないお年寄りもいるということなので、そういうことが大切なのではないのでしょうかねと。

利用者の意欲を大切にできないところを援助してそして精神的な支えになる、それが大切だと思います。利用者の変化を見逃さず即対応する、重症化を防ぐ。これは即対応することがその意欲を損なわない良策だというふうに言われている介護士さんもありました。訪問看護あるいは介護、これはほかのものに代えがたい専門性と高い技術が必要なんだ、援助も必要なんだというふうにいわれているんですね。

そこの私たちは誇りを持っているというふうにいわれた介護士の言葉を私は忘れられません。一方利用者の方の声あるいは家族の方の声、こういうふうに行われているんです。要支援2なのですけれども、週2回、1回1時間の介護を受けていると、支援を受けていると、掃除や入浴を利用しているんだと。

家族以上に気を使ってもらっていると。足裏を刺激することは大切なりハビリになると先生がいらっしゃいましたよと。暖かい日には素足で土を踏んだり草花を摘んだり、牛のお産があるときは牛舎に連れて行ってもらったりして元気や、やる気をもって感謝しています。時間があればヘルパーさんの家族や子供さんの話も気さくに話してもらえてとても楽しい。ヘルパーさんが来る日は少しでも掃除しやすいように周りを整えて迎えようと思って片づけて待っているんだ。年とっても自分でやれることは自分でやりたいと思っています。自立心を掻き立ててくれる介護には頭が下がります。もっと余裕を持った介護時間があればいいと思います。介護士の対応態度についてはいろいろ個人に差がありますけれども、これは介護士さんが一生懸命みんな連絡取りあいながら集団で対応してくれていますというふうなお話も聞いている。現場はそういう形で相当努力されていると思うんですが、この介護士さんの努力、これはやっぱり無駄にできない、現場の声を中々汲み取れないで見直し案がやられているのではないかなというふうには思うんですが、その点でサービスが45分になって、中々お話しする時間もないとそ

ういう点で実際に浜中の場合介護士さんの支障は出ておりませんか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 2012年の4月に実施されました介護保険の報酬改定によりまして、ホームヘルパーさんによる生活援助サービスについて提供時間の区分が変更になりました。このことによってそれまで1時間未満とされていたサービスが、45分未満と45分以上という時間に変更されております。

うちの町の影響ですけれども、1時間未満のサービスを利用されていた方が5名いらっしゃいました。5名のうち45分未満へと変更された方が2名、45分以上へと変更された方が3名おりました。これらすべての方に担当のケアマネージャーが対象者の方とご家族に内容を詳しく説明して利用されている方の状況にあった時間帯のサービスに変更ができました。というのは余裕を持ったサービス提供ができるかどうかということも含めまして、ご本人のご希望とご家族のご希望をお聞きしながら時間の変更を行いましたので、現場での不都合とか利用されている方々からの不満は特になかったというふうに聞いています。

その後におきましても毎月ケアマネージャーがその時間確認、希望の確認を行っておりますので必要時にはサービス時間を変更するという事も出来ますので、特に不満は生じておりません。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 非常に努力されてそういうふうに対応されているという点では現場でも感謝されているというふうに向っております。それで問題なのはですね今回の見直しの中でいくつかの見直しがされようとしている。その一つはまず、浜中町の介護認定者数、これが25年9月末現在の数値が出ております。これを見ますと要支援1、2が32名、それから要介護1から5までの人が218ですか、こういうふうな数字が出ているわけです。このうち在宅が何人か、あるいは病院だとか施設利用しているのが何人かというのが出ていますけれども、これで見ますと要支援1、2というのは結構いらっしゃるということなんですね。この要支援1、2というのは認知症とか軽い麻痺があるとかいろんな方がおられるんですけれども、中々今度の見直しでは、これは保険の適用から外そうという動きがあって、しかし実際は外すことができなかった、しかしこれを何とか市町村のほうに回すと、包括支援センターですかとこで対応してもらおうと、で今までのやり方とは違うやり方でやりましょうということに変わるようです。でこの

影響は、浜中の場合数字でいえば32名が該当するわけですがけれども、これはこれから増える公算があるのかどうなのかその見直しについてはどうでしょうか。影響を受ける人たち、どのくらいといいますか、多くなってくるのじゃないかと私は思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 要支援1、2の方の利用状況についてお伝えしたいと思います。11月末現在の要支援の方は34名いらっしゃいます。その中で当初見直し案の中では要支援1、2の方のサービスを全て町事業にすると案が出されておりました。ただ、最近出されました見直し案の中で要支援の方のサービスのうちデイサービスとホームヘルプサービスのみ町事業に移行すると案が出されております。

その中でうちの要支援と認定された方34名のうち、現在デイサービスを利用されている方は12名いらっしゃいます。ホームヘルプサービスを利用されている方が3名いらっしゃいます。これ延べ数ですので1名の方が両方のサービスを利用されているということになります。これからの推計でありますけれども、うちの町はだんだん要支援の方が増えてきている状況にあります。といいますのは内容をちょっと見てみますと、たとえば整形外科で手術をした方が退院して家庭に戻る際に、住宅改修をして膝の調子がちょっと悪くなったので、手すりをつけたいとかという方が、34名のうち14名が在宅サービスを使っていますけれども、半分ぐらいの方がこの住宅改修を使っている方とみてよろしいかと思えます。で半数ぐらいの方がデイサービスとかホームヘルプサービスを使って継続的にサービスを利用されている方というふうに見ております。継続してサービスを利用されている方というのは、うちは要支援の方というのは従来とても少ないというか要支援ぐらいの自立度であればほとんど家庭の仕事をしている、生涯現役ですのでかなり第一次産業に従事されている方が多いので、介護認定を受けていらっしゃらない方が多いというふうには考察をしておりますので、今後増えるかどうかという見込みですけれども、高齢者数が増えるにしたがって、少しは上昇するかと思えますけれども、非常に多くなるということはないのかなというふうには考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 実際の状況というのはね、浜中ではそうかもしれませんがけれども都会では結構病院から出されてそして在宅で介護しなければならんという方が増え

ているんですね。それで実際に認定を受けるまで一か月もかかるということになりますと、どこに頼ったらいいのかということで困り果てているのです。そういう状況も散見されるわけです。実際に私の年代になりますと、兄弟でそういう人が出てくるということでどうしたらいいんだろうということで、お互いに困ってしまうと。遠距離に行くとなおさら困ると、電話には出ないしねそういうことが起きる可能性があるわけですが、いずれにしてもこの要支援1、2を市町村に丸投げされたら私は非常に困るのではないかな、第一次産業を抱えているところではなおさら仕事、介護、見回りする人がそこにはいない時間が結構あるわけですね。そうしますといろいろな介護してもらわなくちゃならないですね、支援してもらわなきゃならんわけですから、そういう点では良くなるものも良ならないんじゃないかということで、今問題になっているのは現場の介護士さんがこういう支援1、2を過疎地帯の市町村に回されても困るんだという声が上がっていると思うんですね、苦勞すると。実際に、ほっておけばどんどん悪くなるわけですから、浜中みたいにしっかりと支援をしてやっていけば、この人たちは要介護にどんどん上がっていくことは無いんですよ。

この要支援1、2の対応の仕方によってだいぶ違うんだと、経験がずいぶん出されている。その現場の声をしっかりあげていったから今回、国も考えざるを得なかったということはあるのではないかと思うんですね。そういう点でもこの浜中町の経験をしっかり上げていく必要があるのではないかというふうに思います。それでもう一つの点は、一定以上の所得者に対して利用料の見直しをするということで、今まで利用料一割の負担を、この一定以上の所得を持っている人には二割にしますよということが出てきているわけですが、これは浜中町の場合、所得別の第一号保険者の数というのはどういうふうになっておりますか。三以上というのはどのくらいの数あるのか、第一号被保険者数は現在のところいくらあるのかということをお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 直近の数で申し上げます。10月31日現在まで含んだ中での第一号被保険者数ですけれども、1779件でございます。今回一割負担が二割負担になるという中で2つの案が出されております。1案としましては合計所得金額が160万円以上ということで、1779件のうち177名の方が二割負担になる可能性があるというか、要介護認定を受けてサービスを利用する際に2割負担になる可能性があるということでありまして。全体の約9.95%になります。

第2案目としては合計所得金額が170万円以上に該当する方ですけれども、1779名のうち163名の方、全体の約9.16%が介護認定を受けてサービスを受けた場合に一割負担が二割になる可能性がある数として出されております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 合計しますといくらになりますか、20%位ですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 一案では160万円以上に該当する人数全体です。二案では170万円以上に該当する人数です。ですから160万円以上が177名、170万円以上に該当する方が163名ですので、この間にある方はこれを差し引いた人数ですね、わかりますかね。どちらかになるということです、一案になるか二案になるか今のところまだ決まってはいません。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） それはわかります、これ浜中の場合非常に少ないといったらいいのかどうなのか、わかりませんが、23年度の全道の平均を見ますと3人にひとり、所得のランクが5段階、6段階の人たちが二割になるということであれば30%以上になっていると。私が23年の数値を見ますと浜中町では496名の方が5から6の段階にあると、で、これで行きますと29.1%になる。1706人の被保険者数になってそして数は496人になるのではないかというふうに思ったのですが、これは違うわけですか。3人にひとりが全国的な数字としてはあるのではないかというふうに思うんですがこれも違いますか。どこか私の計算が違うんでしょうかね。

○議長（波岡玄智君） 今現在の浜中町の正確な数値を申し上げますので、その数字にのっとって質問してください。福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず一案では合計所得金額が160万円以上ですので177名です。分母が1779名です。これが全体の9.95%なんですよね。そして二案では合計所得金額が170万円以上に該当する人数、全体ですので163名。これが全体の9.16%になります。合計の金額が二割になるわけではなくて、どちらかの案が採用されるということです。これでいきますと、最大でも10%程度の方が二割負担になるということになりますので、3人にひとりとかではなく、10人にひとりです。所得の段階によりますと、うちは所得が大きい方があまりいらっしやらないというか、低所得層が多いということになります。全国傾向からみると低所得者層のほうが多く一

割負担のまま経過するということになります。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 結局160万円以上だと177名だと。で、170万円以上であれば163名だということですね。だいたい10人にひとりという位の数字になるだろうというお答えですね。私が理解していたのは5段階以上の人というふうに考えておりましたので、160万円だとか170万円だとかいう数字は厚労省の中には出てきていないのですよね、住民税の非課税所帯で200万円以下の人と200万円以上の人というふうに分かれて5段階、6段階になるというふうになった場合に、この5段階、6段階の人が一割から二割になるんだよということに解釈していたものですから、400何人くらいになるんじゃないかと思ったのですが、この数字だということであればそういうふうに理解しておきたいというふうに思います。この人たちが実際は一割から二割になると、そうしますと保険料もこれは応能負担ですから所得が高い人は負担は多いですね。利用料も所得が高い人は利用料を上げますよということは、二重に負担を強いることにはならないですか。ということは、介護制度の本来の目的からすれば問題がないかなと私は思うんですが、それは当たり前のことだというふうに理解されますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ただ今議員がおっしゃられたとおりですね、利用料も増える保険料も、今のところ見直しもされる案が出されております。段階が今以上に増えるではないかという案も出されているところです。サービスを利用した時の負担が一割から二割に増えることによって、自己負担が増えていくのではないかというご質問でありまあすけれども、利用者負担が高額になった場合、たとえば施設にずっと入所されている方は高額になった場合医療費と同じように高額介護サービスといいましてこれ以上高額になりましたら後で払い戻しがされるという制度がございます。ただ今二割負担の対象になります方については世帯で上限額が37,200円、今のところですねこれは、これも改正案が出されているところなんですけれども、37,200円以上の費用がかかった方については後で払い戻しがされるという制度がございますので、自己負担がどこまでも上がっていくということではなくて、サービスをたくさん利用された方はこの上限額以上は払い戻しされると制度はそのまま残りますので、負担がどこまでも増えていくということにはならないというふうになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私はその点で介護保険の内容をしっかりと、安心して受けられることこれが介護保険の前提だというふうに思うんですね。そうしますと今言ったように今まで一割だった人が、二割にふえる人が出てくるということになりますと、自分からその利用できない状態に追い込むことにならないかという心配があるわけです。

結局そういうことに追い込むことはやるべきでないというふうに私は思うんですが、その点についてはどういうふうにお考えですか。受益者負担なんだからしょうがないというふうにお考えですか。160万円、170万円というのは結構きつい数字ですよ。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 自己負担が一割から二割に増えることによってサービスの利用控えが出るのではないかとご質問に対してお答えいたします。サービスの利用にあたってはまず、包括支援センターで相談を受けることになろうかと思えますけれども、その中でいろいろな制度のご説明をしながら制度の利用がしやすいようにご相談に応じて行こうということは思っておりますけれども、まだ案の状態ですのでまだ決定をされていないという状態の中で制度をきちんとこちらとしても捉えまして、その方の状態にあったご相談に応じて行きたいというふうに今のところは考えております。ただ案の説明が社会保険審議会の介護保険部会の案もまだ案でして、意見がまだ厚生労働省に出されていない、12月中に出される予定というふうに聞いております。

今の案の状態の説明を、今週の金曜日に初めて町村に対して説明されることになっております。その説明もまだ聞いていない状況の中で、今のご意見に対し、町としてどうこうするというのは、今のところまだ言えない状況ですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 案ですからとっているうちはまだいいですけども、案が案で無くなったら大変だというふうに私は思うんですね。だから今のうちに現場の声をしっかり上げる、このことが今求められているということなんです。

だってそうでしょ、厚労省でいろいろ意見を聞いてこれは現場と違っているなどといった場合に変えてきているでしょ、今さっきお話があったように。そういうふうな組み方をしないと私はだめなんじゃないかなと思うんです。これは見解の相違もあるかと思いますが、いずれにしても案が実際に動き始めているということなんです。だから、現場での状況をしっかりと伝えて、それは現場が困りますということを伝えないと、介

護問題というのは解決しないんじゃないかというふうに思います。

それでは、2つ目の問題に入りたいと思いますが、特養ホーム入所者を要介護3以上に制限すること、こういう案が見直し案で出ています。これは道内の居住系サービス整備状況これと合わせますと、どういうふうな状況になるのかというのはおのずとわかってくるのではないかと思うんですが、道内の居住系サービス整備状況というのはほとんど進んでいないという、道の議会での答弁ですよね。これは施設が十分整っていないということなんですよ。それでいて、要介護3以上に入所者を制限するとなったら、待機者は莫大に増えてくることになりませんか。そういうふうに私は思うんですが、これは浜中町の場合の第1号被保険者の要介護の3以上の方は、直近の数字で何人ぐらいになりますか。特養老人ホームに入っている方。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 浜中町の11月末の要介護3以上の方の人数は117名となっております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） この時点でそうですから、これから増えるだろうということになればもっとこれより増えていきますよね。こういう人が影響を受けるわけですよ。

これ以下の人は入れないわけですからね、今まで入っている人は別ですよ、これから新たに入る人は3以上はできませんよということが今回厚労省の案でしょ。そう理解しているんですがそれは間違いないでしょうか、案として。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 特別養護老人ホームに要介護3以上の方しか入れなくなるのではないかとこの質問でありますけれども、今まで入っている要介護3以下の方についてはそのまま入所してもよろしいというふうな説明がされております。

加えまして今後につきましてもたとえば一人暮らしをされていて環境的に介護をしている方がいないというような方であればその状況を勘案しながら入所もできるというふうに案の中に説明が書いてありましたので、3以下の方でも入所が環境によっては可能かというふうに理解しております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） いずれにしてもそういうことで、これからどんどん増えてくるんじゃないかというふうに私は思うんです、それ以下の人は在宅介護になってくる数が

増えてくるだろうという予想はできますよね、できませんか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） その方の状況によりまして適する施設というのは違っていると思っています。たとえば一人暮らしで低所得の方は養護老人ホームに入所が適しているのかなというふうに思うんですけども、そういう方は要介護が低くても、一人暮らしが困難であるということであれば入所が可能です。ですので、その方その方に適する施設というのがそれぞれ、いろいろな施設ができてきていますので、その待機者については、うちの町では人口の増加がそれほど増えないとするならば、今の施設数で行くと待機者がどんどん増えていくということにはならないのではないかなというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） それではそういう施設がどんどん増えていく状況にありますか。

今まで整備されてきています、実際に浜中町の中でも、どうですか、全国を見てもそういうのが準備されていると、いつでも来ていらっしゃいということになっていませんか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） どんどん整備されているという状況にはなっていないと思います。特に都会では人口の増加率が非常に高いというか、うちの100人増えるところを何千人も何万人も増えるという状況ですので、都会では施設が本当に不足してくる時代がこれからやって来るであろうというふうに考えております。ただ、うちの町ではこれからどんどん施設を造るというほど要介護認定者数が増えていくというふうにはなりませんので、近い将来人口のピークは来ますけれども、高齢者人口のピークは来ますけれども、その後減少になった時には、そのまま施設が残るとすれば、待機者はずっと増えていくということにはなりませんので、施設が今非常に不足しているという状況にはなっていないのではないかなというふうに考えます。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） これは道の調べですけれどね、介護予防生活日常支援総合事業というのがありますが、これはどういうふうな整備状況になっているかご存知ですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 申し訳ありませんが存じておりません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これは24年度から創設された事業だというふうにいわれているのですが、介護予防サービスで配食や見守りなどの生活支援サービスを総合的に行うという事業だということですね、全国で27市町村、道内では浜頓別一町でしか進んでいない、ということでこういうふうな整備はされていないとだけど団塊の時代はどんどん迫ってくると、そうした状況には、私は、なっていないのじゃないかというふうに思うんですが、その点どうですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 総合支援サービスについてはわかっておりました。それで27年から29年の間に第6期の介護保険計画を各市町村で策定することになっております。26年中に国で、27年からの介護保険制度の改正について26年度中に決定されるというふうにされておりますけれども、27年すぐにその総合事業を開始するというのではなくて、29年度までに全部の市町村でその総合事業を整備していきなさいということになっております。これからの案が出されましたら、その財源内訳なんかもまだはっきりしておりませんので、財源の裏付けというものとか、その総合事業の中でどんな事業ができるのかということも見極めながら、第6期の介護保険計画策定委員会の中でどのサービスが必要なのかということも含めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 非常に進んでいない状況だということですね、それは浜中町でもそういうことだと思うんですが、施設を造るとお金がかかるわけですからこれが道や国の援助がない限りなかなかできないということはわかります。

したがってこういう施設がない状況の下で、介護の支援を市町村に丸投げされても困るということになるかと思うんですが、要支援者というのは単身の高齢者とか高齢の夫婦、かろうじて生活できている状況だということがあると思うんですね。遠距離介護しなければならんとかあるいは、軽度の認知症を抱えているとかそういうことになっているわけで、家族自体の介護の限界が叫ばれているという状況があると思うんです。家庭の家族の人の経済的、精神的負担というのは莫大なものだというふうに私は思うんです。

だから今起きている問題としては虐待だとか介護心中だとか、殺人事件が深刻な状況になっているし社会問題になっているというふうに思うんですね。介護制度の目的というのは今さっきもいわれたように自分たちでやる限界が来ているということから、社会

化によってその社会がしっかり担っていくんだということが言われて久しいわけです。

しかし実際の今5期目まで来ているんだけど、その動きは逆な方向に私は行っているのではないかなと思うんですね。2000年の構造改革がされて、社会保障の問題が1年に2200億円も削られていくという状況の中で起きている現象として今いろんな問題が介護の問題でも起きているんじゃないでしょうか。これは、サービスの質や量の低下につながっていつているのではないかと。この13年間というのはそういう状況に私はあるのじゃないかなというふうに見ざるを得ない、全体ですよ。浜中の場合は頑張ってもらってるから、相当期待できるわけですけども。いずれにしても介護サービスの地域格差化、酷くなってきているという現実は認められますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 介護保険制度をどのように広げるかということで、介護計画策定委員会の中で事務担当者でありますとか地域の方々のご意見をいただきながらその市町村の介護保険をどのように運営していくのかという方向性を見出すものというふうに思っています。その取り組む姿勢といいますか町民の方々をどのように老後過ごしていただくかという姿勢によりましてその格差というものが生じてくるのではないかなというふうに思っておりますので、どのような方向性でいったら高齢者の方々がより自立した生活を送れるのかという視点を持つことで格差が広がってきているかどうかというのは各市町村の実態が私も全て把握しているわけではございませんので、広がっているかどうかはちょっと判断できない部分もありますけれども、財源をどのように、たとえば自前の事業をどの程度展開できるですか、そういうことによっては格差が広がっているところもあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） いろいろな見方があるというふうに思いますけれど、この13年間の第1期目からみますと、介護報酬の改定というのをされていますよね、それは2.3%の減、それから2.4%の減そして4期目になってこれは民主党が政権をとった時ですけども、プラス3%になっている。でもトータルでもこれは減ってきている、報酬はね。それで実際に現場では中々介護の担い手がいないと、学校でしっかりと教育を受けてくるそういうこともままならないという状況が出現しているということで、嘆かわしい状況だということがいわれています。2004年2月に厚労省が通達を出しているヘルパー介護労働者の法定労働条件の…

○議長（波岡玄智君） 竹内議員に申しあげます。もう時間が超過気味でありますのでこの質問を持って、時間厳守で一般質問を閉めたいと思いますのでそのつもりでどうぞ質問してください。

○8番（竹内健児君） はい、過去について内容が出ていると思うのですがこの内容はどういうものですか。従事する職員の身分労働条件はどのように自治体に要支援1, 2が回ってきたときにどういうふうな状況が考えられますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 最初の議員がおっしゃった報告書、それちょっと存じておりませんかけれども、要支援1, 2が町事業に移った時の介護従事者の身分については、うちの町につきましては要支援1, 2のサービスを使っている方が14名という少ない数になりますので、そのことによる影響はないと思っています。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時 1分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次の通告者、10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 通告に従いまして質問いたします。漁業後継者の育成に対する施策について質問いたします。最近中学、高校を卒業後後継者として家業に従事する子弟が激減しています。多くの生徒は卒業後地元の企業や専門学校、短大、大学を経て職を求めています。この傾向は平成に入って拍車がかかり人口の減少に歯止めがかかっていません。漁業後継者の育成と集落の復興の視点から質問したいと思います。

まず、平成25年度の浜中町内の中学校、高校の卒業生で漁業後継者を目指している生徒は何人おりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 10番議員さんの質問にお答えします。

初めに中学生については全てが高等学校への進学を選択していることから漁業後継者の道を選択している生徒はおりません。高校生については1名の男子生徒が漁業後継の進路選択をしております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） ありがとうございました。次に過去5年間の卒業生で漁師を

目指した生徒はそれぞれの年度で何人おられましたか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 中学生につきましては平成22年度に1名の男子生徒が漁業後継の道を選択しております。高校生につきましては平成20年、平成22年度に各1名の生徒が漁業後継の進路を選択しております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今管理課長の方より説明があった通りですね、非常に後継者の、高校を卒業して進路を漁業に求める生徒が大変少ないということです。

それで漁業後継者になることを希望しないということはどんな理由からこういうことになっているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 中学生の生徒、高校生の生徒の進路の選択につきましては、学校としては原則本人と保護者との面談などを、ともに進路指導を行っていると思っております。また、進路につきましては職業につきましては、職業選択の自由があることから、漁業後継の道はそれぞれ選択されていないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 三者面談で学校と親とそして子供本人との話し合い、基本的には本人の進路については本人の選択の自由ということを尊重するということでありますけれども、わたしはそういうところに学校側が、あるいは親にもですね、子供の進路については子供が決めるんだというところに漁業者の後継者が出てこないということにつながっているように私は思います。後継者の数については教育委員会の方からお話が、答弁がありましたけれども、私が聞きたいのは浜中町としてなんですけれども、特に町長の考えを聞きたいと思うんですけれども、浜中の人口が過去30年間毎年100人ずつ減ってきています。農業者漁業者の廃業や後継者がいないところに原因があると思うんですが、どうでしょうか。子供たちがどうして後継者にならないか、行政がしっかりとらえて対策を練る、手を打っていくことこそ私は大切だと思うんです。なにか進路について、進路については子供本人の意思が大切だというわけですが、私はこの漁業の町においては、あるいは農業の町においてもそうなんですけど、育っていく過程で漁業あるいは農業を選択する、そういうアクションがあってもいいのではないかなとそういうふうに思うんですが、進路は生徒任せということでもいいのかどうかですね。

町長の考えを聞かせていただきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今進路についてのご質問でありますけれども、私は基本的には第一次産業の町ですから当然漁業、農業しっかり守り振興させていくんだという町政執行方針の中にも当然入っています。その中でこの後継者問題ということで捉えて進学そして子供だけの考えでいいのかということではなくて、そういうお話でありますけれどもひとつには今回農業委員会から建議が出されてところで一番最初に来てたのは、やっぱり後継者問題でした。それと、これは2回目の建議書ですけれども、1回目の建議書の中でもひとつ目に出てきているのはやはりこの担い手の問題後継者問題だというふうに思っています。最重要な課題が農業の方では一番大きな課題だというふうに位置づけていると。ですから親御さんにとってみても、いろいろな人がいるかもわかりませんが、経営を継ぐ、継がないは自由だという人もいますけれども、基本的には継いでもらいたいというのが本音ではあるのかなと思っています。そんな意味で今日までいろんな対策、いろんなことがやられて今日まで来ているんだと思っています。ただ、漁業に関していえばそういう意味からすると、自由度がありすぎるというのじゃないですけれども、もっともっとうちの町の産業に関して自分の仕事に誇りを持って、どう子供たちに伝えていくのかそのへんが足りないとはいいませんけれども、十分ではないのではないかなという気がしているところです、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私がこの地に来て教師やったりしてその後こういう仕事もしたりしておりますけれども、一番変わったのは親の子育てだと思います。私が最初に受け持った子供たちの80%は漁師でした。そのお父さん方、お母さん方、漁師に聞いたら、俺たちなんかは、昆布が出たら1日学校が休みだったって言ってました。それに比べ今の子は良いよなって、朝7時までとか8時までとかやって学校にイケたからなって。

今浜中町で漁師をやって40代になったその親たちが、当時どうだったかといいますと小学生、中学生のころから昆布の沖乗したり昆布干ししたり、土曜日曜なく夏休みもない生活をしてました。家の手伝いしながら漁師になる勉強をしてたと思います。

親が子供たちを漁師に育ててきたというそういうのが、私は当時ずっと見てきたんですね。それで今子供たちに漁業を手伝わせる、朝起きて沖合でも昆布採りでもいいんですけれども、子供が手伝う姿が見えない。沖乗り行く中学生も数少ないです。わずかで

もいますが、高校もあります。高校生でも沖乗り行ってる生徒もいます。私は漁業後継者がいなくなったというのは漁師が自分の子供を漁業者として育てていないと、ここに一番原因があるのかなと、なんでそんなふうになったのかなと思うくらいなんです。

で、漁師は生活苦しかったと思います。今の40代、中学生や高校生の子を持つ親たちにとってはね、昆布採って清算してみたらこれだけの金しかない、これで子供たちを後を継がせるのはどうかって考えたことがあると思うんですよね。もう漁師継がせられない、だから先ほど教育委員会の課長からお話があったように、子供たちには職業を選択する自由があるって、そういう方向に私は流れて行ったように思うんです。

私は当時から漁業に未来はないという考えは毛頭なくて、今でもこの浜中町に住んで漁業を続けた方がより安定した暮らしを、人間らしい暮らしをしていくことができるというふうに思っているんですが、そういう考えについて、やっぱり親は沖乗りをさせてやるべきだとそれから、漁業は苦しいんだと、都会に出て行った方が楽なんだというみたいだね、そういう考え間違いではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。先ほど教育委員会の方からも答弁あったように、職業の選択につきましては個人の自由または個々の家庭の事情だと思いますので、行政としてそこまで食い込んでいけるのかなと、そのように思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の答弁、町長の答弁でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今答弁を聞いて、正直なところ違うんじゃないかと、私はそう思いました。というのは、多くのことを加藤議員言われましたけれども、しっかり自分の職業、漁業という職業に誇りを持ってそして子供たちにつないでいくというのが本来かなというふうに今思っています。その辺のところは力が少し足りないのかなというふうに思っているところです。漁家、漁師の方に聞いたらそこは違うといわれるかもしれませんが町長としてはそういうふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の答弁で私は満足しています。

実際高校生にも、現在ここで学んでいる生徒にも、あるいは中学校で学んでいる生徒

にもですね、今ですら沖乗りしている子供たちがいます。

決まって、俺漁師やるんだって言っているんですよ。その嬉しいことといたらないと思います、うん。で、親たちはどうかっていえば、いや継いでくれるからということなので嬉しいし、このまま行ってくればいいってっているんですよ。

だからやっぱり親に今町長が言われているように、親があるいは爺ちゃん婆ちゃんがこの地域に住んで、漁業に誇りを持って子供たちを鍛えていってるところに漁業後継者が出てくるのかなとそんなふうに思います。

ですから私は町がそこまで入り込んでいいのかどうなのかってそんなケチなことは言って欲しくない。もうこの町は漁業と農業と、あと商業から何から全部関連の事業でこうやって、やってきたんですから、そういう、これからは地方で漁業と農業でやっていくのが一番幸せなんだという、そういう町の意識、そういうものが私は大切だと思うんです。

で、漁業協同組合や、両方の、散布漁業協同組合それから浜中漁業協同組合の役員の方に聞いているんですね、資源はあると。一方どんどん漁業者は減っていく傾向になっているんですけど、今までの雑草駆除などで資源が一定の量採れるようになってきたと、それから養殖事業も津波とか何とかで嵐が来たら大変な部分もあるけれども、何とか安定した方向に持っていきたいんだというのがありましてね、これから漁業者を迎え入れるうえでは、十分な生産物、十分とはいえないけれどもだけだけの生活できるだけの資源があると。漁師が増えたからといって過剰状態になって困っているというふうなことは言ってない。そんなふうに産業団体は言うておりますが、これについては水産資源が減ってきているとかそういうことでなくてね、漁師が増えても良いのか悪いのか、そのへんいかがお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、昆布資源につきましては雑草駆除等を産業団体と協力しまして推進しているところでありまして、漁場の資源回復もわずかずつではありますが、回復傾向に見られております。そういった意味からでも後継者が増えても十分受け入れる体制にはあると思います。

あと、養殖事業につきましても今後新たな漁場を形成する計画などもありますので、十分受け入れる体制にはあると思います、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 漁場の状況はそういう状況であると私も理解しております。

それではここ20年くらいなるのですが、漁業から離れて都会に就職して行った子供たち。この子供たちがどんな職業について、高校卒業して職業についてその後、5年たち、10年たち、15年たってという、どんな生活をしているかということの追跡調査、このようなことを高校あたりでやっているでしょうか。それはね、あなたは短大行って、あなたの希望通り短大行って、こう行ってこう行けばあなたの希望どおり行けますよという進路指導したんですが、その結果がどうだったのかという追跡調査というのはなされておりますか。

○議長（波岡玄智君） 霧高事務長。

○霧高事務長（工藤吉治君） 高等学校としては進路指導を行ったあと、生徒の進路決定後の調査については実施をしておりませんので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私、卒業生おりましたそれからずっとここに住んでいるものですから、卒業生と会ったらあいつどうした、こいつどうした、あいつな、こうこうこうでとかね、あるんですけれども、実に皆さん都会での暮らしは苦勞してますね。

仕事を転々として歩いているとか、あるいは小さなたとえば大工だとかあるいはペンキ屋だとかそういう丁稚で入ったところから独立して一応社長になったといいながら、たまに電話来ることあるんですけれど、どうしたって、いやあ大した仕事無くてって、まあ、困っているような状況とかね、結構家庭を持って住宅買ってあるいは借りて、子供もいてきちっと生活している子もたくさん、半分以上はいると思います。しかし、都会の暮らしは今、物価は安くなったかもしれないけれども、生活するには非常に経費がかかって大変だと。それから行方不明になった子供たちもいっぱいおります。

それから、やくざの中に入って、逃げ込んでシェルターに入って、シェルターから家に電話をよこす、そういう子供たちもおります。転々として歩いているうちに騙されるのもたくさんいます。そのようなことからUターンしてくる子供たちも増えてくるんですよ。今世の中には代表される言葉としてブラック企業というのがありますね、ブラック企業というのはどんな企業をいっているのか、どんなふう抑えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） お答えします、最近ブラック企業がメディア等で取り上げられておりますが、実際のところ、どこまでがブラック企業なのかは労働基準監督

署に出向いて聞いたのですが、回答できないとその範囲がですね、自分なりに例えば労働基準の枠組みがないとか、賃金の不払い、サービス残業ですね、そしてパワハラ、揚句には弱者を使い捨てといった企業のことを言うのではないかなと認識しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今、課長が大雑把に言われましたけれども、そういうことだと思います。ただ、本当にブラック企業なるものは長時間労働の奴隷のようにして働かされるという、なかなかそして会社から抜け出すことができないという、そういうところなんです、しかし、そのブラック企業というのは一部ではなくて普通の会社でも企業同士の競争がありましてね、一番ターゲットにされるのが人件費の削減で、安い労賃で働かせるとすれば外国人を使ってやると。外国人並みの賃金や社会保障制度にあって何の保証もないというそういう暮らしで、都会に行っても大変だと思います。

正職員の減少とパート労働者の増加というのが現実となっているというふうに思います。ほかにハローワーク発表の求人倍率だとかいろいろありますけれども、なんか景気のいいような数字が上がってきていますけれども、よくよく調べてみれば中身は景気の悪い状況ではないというのがはっきりしているんですね。

そんなことで、都会に出た子供たちをそのまま放置していいのかっていうことでいえば、私は漁師の子供たちであれば5年や15年、20年近く都会で生活しているけれども、戻ってきてお前やらんかというようなサラリーマンの生活から漁業者として家に戻るUターン者が実際にはいるんですけれども、これからも増える可能性があると思います。そういうUターン者で漁業後継者になろうと、戻ってきた人たちを歓迎するという、町として立場に立てるかどうかというその点について質問したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。まずUターン者の状況でございますけれども、正式には把握はしておりません。

ただ、両漁協で数名の方がUターンして後継者となっているという話は聞き及んでおります。また、Uターン者が増えるかどうかというのはわかりませんが、漁業後継者として歓迎することはもちろんのこと、地域浜中町にとってもとても喜ばしいことだと思っております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そういう点で歓迎してですね、したいと、なんとかそういう

方向で町としても進んで欲しいなと私も思うんです。で、この後取りをしないとって出て言った子供が、帰ってくるとですね、お父さん、お母さんすっごく喜びます。

もう60過ぎて腰も曲がってた両親が、帰ってきたぞって、後継ぐって帰ってきたぞって言った途端ですね、曲がった腰も伸びるんですよ。

またある人はこれでうちの墓守ってくれるやつができて良かったと、これなんか本当に実感もてることだなとそんなふう思うんで大いに歓迎してもらいたいなど。

その場合に何とかして町として歓迎にふさわしいそういう制度を、Uターン者のみならず、これから後継者として高校からまっすぐ後を継ぐ方も含めてもいいと思うんですけど、そういう方々を支援する施策を町として作ってもらえないかと。

いろいろ水産課長にも事前に聞いたんですけど、どうもそのUターンして戻ってきた人たちを支援する制度というのはなかなか難しいと。

道内でもそういうことはあまりないようであります、でもこの昆布の町浜中町で私は是非Uターン者歓迎、Uターン者を支援するそういう制度といいますか、そういう研修所といいますか、そういうものを是非造っていただきたいなど、これが今回の質問のメインなんです。道内には漁業者育成のための漁業研修所というのがあります。また、職業訓練校という名前にしてもいいのかなと思います、散布漁協、浜中漁協そして浜中町それから該当する漁家ですねそういう方々の協力を得ながら研修をする機会を持つていくと、研修させると。町のサラリーマンになって5年も20年も経ってますから、いきなり漁師に来ていると同じようなものですので月々の生活費5万円、年間60万円そのくらい用意して、研修の中身についてはいろいろな漁師を育てる力を持った方々がおりますから、プログラムを組んでそういう研修所を是非作っていくようなことをお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、後継者が技術を習得するには大きな負担がかかるということは十分理解しております。そのために町では漁業に必要な知識及び技術の習得を目的とした北海道立漁業研修所における総合研修受講者に対しての支援を実施しているところであり、ぜひこの制度を活用していただきたいと思っています。この支援を始めました平成21年度で1名、23年度で2名、24年度で1名、25年度で1名の方が受講され後継者として活躍されております。

また26年度には2名の方が受講予定となっております、そのうち1名の方はUタ

ーン後継者となっておりますので、ぜひこの制度を活用していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の漁業研修所なんですけど、Uターン者は特別だといえば特別だと思うんです。要するにしばらく違う仕事をやって待たなしなんですよ漁師はね、漁師をやるというのは待たなし。昆布採り始まったら漁業研修所に行ってもらえないわけですから、昆布採りの期間は昆布採り。10月の10日や15日まで昆布採り仕事しなきゃならないから研修所やるとなれば、漁師の漁の無いときに組合の二階でも借りて、説明を聞いたりなんだりかんたりする、それから昆布採りの期間は自分の親に先生やってもらっているいろいろな船のことや竿の使い方や、どこに行ったら何があるとかかそういう研修をすればいいですよ。向こうに行って違うところで研修するのではなくて、浜中町で即研修する、待た無しの研修を地元で、そういう機会を与える、それから忙しくないときには、組合で船外機の免許取るだとかそういう講習をやらせようとかね、それから両組合に魚の養殖事業に取り組むだとか、何か養殖事業を両方の組合でやっているとこに入って行って、漁業青年部と一緒にやるとかそういうのも研修になると思うし、それから網作りやっているとこではロープの縛り方とかなんとか、そんなことやって、自前で、浜中町で自前でそういう姿をカバーしていくとか、そういうことを私は指しているんで、せつかくそういうのがあってということではなくて、待た無しの世界なんで、是非浜中町としてはそういうユニークな研修所を立ち上げていただきたいと思います。次行きます。

次は新規漁業就業者総合支援事業という制度があります。これは道の事業で他町村から参入してくる新規の希望者受け入れ事業なんですけれども、その中に独立自営就業型というのがありますが、この制度を利用して他町村からではなくて町出身者のUターン者を支援する道はないだろうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。新規漁業就業者総合支援事業につきましては、他の町村からだけでなく、Uターン者にも適用されることになっております。適用されますけれども、あくまでこの事業につきましては新規参入、新たに自営などを行う場合、ということになっておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 事業そのものはそういう形なんですけれど、浜中町の意気込

み、これを何とか曲げて浜中町に適応できるようなことにはならないかということなんですが、もう一点これについて聞きたいのですが、この事業で独立自営就業型というのは、お金はどのくらい出るのですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。支援事業につきましては、研修費といたしまして月最大282,000円、その最長3年間ということになっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 月々最高で28万円、だいたい30万円に数えて一年間で少なく見積もっても300万円、3年間だから900万円ですか。ハードルがちょっと高いんで、それを曲げてということなんです、そういうことでどうだって私は浜の漁師何人かに聞きました。そしたら帰ってきたのは28万円やそんなもので後継げないぞと、新規就業なんてできるわけねえべやという話です。出てきたのは、俺が本家から別家に移った時の、別家として独立した時のことなんだけどと話したのが、皆そうなんだというんです。本家から別家に出るときには住む家、干場、今でいえば乾燥機、船、船外機、漁具ですね、それから昆布小屋と全部本家がセットでお前これやれと言ってやったから、今の金でいったら3,000万円もかかるべなつて話でした。

で、285,000円で別家になるような形で何とか認められないのかなつて思ったりするわけですよ。

私ね、こういう制度、いろいろ研究、水産課でもあるいは町理事者のサイドで検討してですね、先ほどの浜中町の農家でいえば研牧場みたな形で、組合と漁業者と相談して研修センター作ると、そして今の新規の漁業者というようなことで、なんとかその制度、いろいろ工夫してこういう研修制度あるから戻ってきて後継げというような制度を作ることによって更にUターンしてくる人方がいるのではないかなと、帰ってきやすくなるようなそういう制度を作ると、私は是非やっていただきたいと思うのですが、この質問に関してはこれで終わりになりますので、町長答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この間多くのことが提案されました。私は基本的には支援制度だと思っています。町が支援していくことだと思っています。第一、新規で新たに来る人、Uターンで来る人含めてしっかりその地域で受け止める、漁組で受け止めるということ、そこが大切だと思っています。そこが受け止めてくれなかったらこの話は最初からうま

くいかないと思っています。そんな意味でいうとやはり漁組自体がしっかりお金を出してある程度研修施設ですとか、研修会ですとかそういうことをやるということがまず大切でないかというふうに思っています。農業で今やっているのは研修牧場建てるにしても、町も補助していますけれども、農家の今いる人たちのお金で建てているんですよ。

農協で建てているんですよ、ですから今いる人たちが支出して、その中で研修牧場も建てたり支援することも、お金を出すことも含めて、農協がしっかりそこを支えているということが大事だというふうに思っています。そこに浜中町は支援をしている、それが今の現状だと思っています。多くのことがすべて組合での研修、そして両組合でどうの、常に組合が出てきます。そんな意味からすると組合の任務というのは相当重いものがあると思いますし、そのことにつながって初めてその対策が講じられていくのではないかというふうに今感じているところです。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は力ありませんので、漁協を立ち上がらせるなんていう力はないんで、是非町長の力で両漁協を鼓舞激励してですね、何かこう案を作って提案してもらえるよう私は期待したいと思います。

質問の最後なんですけれども、教育にかかわる問題なんです。

私教育にかかわる後継者の問題取り上げた理由は、漁業後継者がいないというのは学校教育にあるんでないかって最初思ったんですよ。

ずっと考えてみたら、学校教育でなくて親の姿勢、親が俺のところでは一代でだめだから都会に行けと言ってしまって皆都会に出してしまったんです。

でも考えてみたらこの浜中町の漁業が昆布、ニシンずっとやってきて少なくとも150年ね、親から子ずっと伝わってきてやってきたことそれがね、この30年でぴたっと止まっちゃったのですよ。そこに気が付いてこれ教育の問題でなくて親の問題だっていうことが明らかになりました。質問書出してから思ったんです。でも、学校教育にかかわってとつても後継者大事だなと思います。で、学校周りもやってみたんです、そうしたら小学校で借りてきたんですけれど浜中という副読本がありまして、子供たちに浜中の歴史や浜中の仕事、そういうものを写真入りですごくきれいな本が、副読本があるんですよ。これ、改訂して一番新しいのは平成23年度のものです。

小学校の3年生、4年生で相当時間使って、5年生、6年生も相当時間使ってですね浜中町のことを調べさせています。とつても時間使ってよくやっているなと思いました。

小学校はそうなんですけれど、中学校と高校についてはそのへんどうなのかなというのが資料も私無いんで、小学校中学校における浜中の特に漁業や農業に誇りを持てるようなそういう教材というものが有るか無いかですね、どういう指導されているか、私は確か質問書に書いたかなと思うんですけど、サンマ捕ってる漁の模様やら昆布採ってる漁の模様やらですね、それから沖で父さん母さん方がどんな魚をどんなふうにして捕っているかビデオで見せて、ああ、こうやって捕っているのかというのを教材として見せてね、そんな点でどのような取り組みがなされているかお願いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長

○指導室長（佐藤研二君） 今議員から質問がありました、郷土について理解を深め地域社会に対する誇りと愛情を育成する教育活動、特に中学校、高校においてどのように展開されているかについて回答いたします。

中学校ですが小学校で身に着けた学習内容を基盤として学習を進めております。

まず社会科の歴史地理分野では身近な地域や歴史を調べる活動を通して、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めるとともに、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を育成する教育活動を展開しております。

具体的に言いますと、生徒自らが課題を持って実際に調べるということで小学校のように副読本を活用した学習とはなっておりません。社会科だけではなく、道徳についても内容項目の郷土愛を年間数時間郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心を持った生徒を育成することを狙いに展開しております。また、総合的な学習の時間においては、地域の自然、特に霧多布湿原等豊かな自然、生活や産業などについて体験学習や調べ学習などを含め幅広く学習するほかに修学旅行先での昆布配布など他の市町村に出かけ体験することを通して改めて本町を振り返り、その良さに気づくような教育活動を展開しております。

高等学校においては選択科目として地域研究、浜中学を位置づけ豊かな自然や文化産業などを持つ浜中町の地域的な特色について理解を深め、主体的に追及することにより、次代の地域を担う一員としての自覚と資質の育成に努めております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私はこの秋にとっても感動したことがあります。それは霧多布中学校の生徒がそろいのジャージを着て大橋のところ、約10人前後で歩いていました。3年生のように大きな男の子もいれば1年生のように小さな女の子もいて、一緒に

集団になって一生懸命歩いているのですよ。とっても生き生きとして歩いていたので、車を止めて何しているのと聞いたら、遠足ですと。遠足ってどこからどこまでと聞いたら、今年は湿原センターからずっとMGロード歩いて湯沸の岬、霧多布岬まで行ってそこで昼食を食べて、そして今帰りでもう少しで学校に帰るんです、合計14キロですって言いました。

私はとっても感動したのはちょうど9月の中頃だったと思うんですけど、秋で空にひとつの雲もなく、島々がくっきりと見えるとっても美しい頃でした。で、14キロ歩いて彼らはきっと、やあ自分たちの町って自然が豊かで空気もおいしいし、すっごいいところだなんて思ったに違いありません。

14キロ歩いて歩いて、汗流して、これってすごい思い出になったと思うんです。

こういう教育が霧多布中学校で行われているというのは、教室で机に向かって勉強するよりも、浜中を知るうえでこれ以上ない取り組みだと私は思いました。

これが都会に行って生活して苦しい思いをして、ふと浜中を思い出して俺はあんなところで育ったんだと、頑張らなくちゃという気持ちにもさせるだろうし、それから悩んで何回も自殺図ろうとしたって、Uターンする子供たちの、何回も死のうと思ったって子供たちもいるんですよ。

そんな時には浜中に帰ろうかなって、泣いて帰ってくるそんな環境にも私はなると思うんですね、そういう子供たちに感動を与えるような浜中学を小学校、中学校、高校で一貫して体験していただきたいなと思うんです。

最後に指導室長さんにお聞きしたいのですが、指導室長さんも町内出身ではないと思います。この浜中町に来て、人間関係やらあるいは風光明媚な景色とかどういうところにこの町の良さがあるのか聞かせていただきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員、これが最後の質問になりますね、指導室長

○指導室長（佐藤研二君） 私が浜中町に来ましてちょうど7年ほどたちますけれども、今加藤議員がお話しされたように私も、この浜中の良さを受け止めております。特に私が感じる場所は確かに豊かな自然、豊かな産業ありますけれども、そこで育つ子供たち、やはり人間が何よりも魅力だというふうにして私自身は感じております。

今年の夏休みのことですが先ほど霧多布中学校の生徒のお話をされておりましたけれどもたまたま政府の役人の方が、来られましてその時にその方を、抜きつ、抜かれつの形の中で、大きな声であいさつを何度もしてくれたというこいで、非常にそ

の方が大変すばらしい教育を浜中町ではしているという話を手紙でいただいたことがあります。そういうことから、私自身なるほどだと、感じております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 最初に7番議員と重複するところがありますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、旧霧多布高校跡地の利用ということでご質問いたしたいと思います。

旧霧多布高校の跡地は現在砂利や残土置き場として利用されております。

しかしながら残土の搬入搬出時の交通安全面、堆積された残土からの砂塵、繁茂した雑草など交通安全面はもとより、環境や景観的にも問題があろうかと思えます。

現在、地元自治会としては景観上の配慮から春秋2回の一斉清掃日には繁茂している雑草の中からごみを拾うことはしております。町はこの跡地利用をどのように考えておられるのか。

まず最初にこの霧高跡地、敷地面積をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。正確に地番から申し上げます。新川東1丁目143番地でありまして、この面積は22236平方メートルございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） ありがとうございます、それではその場所の、昨年度が発表した津波浸水予想高と海拔をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。昨年度発表された新たな浸水域の関係なんですけれども、浸水域は10メートルとなっております、これは防災マップのほうから確認させてもらいました。それと地盤高ですが、直接測量したわけではありませんが北海道の道路台帳また、それらの資料を参考にしましてほぼ、地番高は3.0メートルとなっております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） ありがとうございます、防災面からこの敷地を緊急避難場所として活用できないかということなんですけれども、例えば土盛りをして高台のようなものを設置し、四方から登れる階段やスロープを設けた施設の建設は考えられないか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの質問にありました高台のようなものが設置できないかと合わせまして、四方から登れる階段を付けた施設の建設ということにたいしてお答えいたします。

まず土地の利用なんです、総務課と協議いたしました。まずどのような形になるのかを私なりに想定してみました。想定はご質問のとおり高台として四方からの避難ができる階段ということで徒歩での避難と考えました。先ほどの浸水深というものによりまして、浸水深が10メートルでございますので、ちょっぴりというわけにいきませんので概ね余裕高を考慮しまして地盛りは20メートル程度として階段と両側手すり、そして四方からの避難ができる高台というイメージで作成しました。土砂を高く盛り土することにしまして必要な、先ほど想定した図面から土砂の数量をはじきましたら約17万8000m³が必要になります。それとあと4面ということで4面の面積が15300m²程度、で階段は一か所で高台ですので、斜めの長さで45mになりますので、そこが4か所となります。イメージですが横から見て安定的な法面を持った台形型の地形と考えていただければありがたいです。

このことから、まず土砂量から考えますと公共工事の残土で利用すればコストが少しく安くできそうなイメージですが、必要な土砂量が相当量でございますので想定の高台ができるまでには、数十年以上の期間を費やすのではなかろうかと思えます。

この高台を今建設するという費用を試算してみました、試算結果約5億9,600万円位の額となっております。約6億円になります。以上が議員言われました旧高校跡地に高台の設置を検討した結果となりました。現段階では避難を軸に第一波津波到達時間の21分という時間ありますけれども、避難することとしております、以上であります。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 今のを聞いていると、いつ計画を立てられたということですか、計画はあるということですか。試算…、期間が数十年、金額が6億円ですね、現実的にはちょっと厳しいものがありますよね。厳しいものがあるようですが、振り向けば山があるような、高台があるような地区と違って、先ほども7番議員がおっしゃいましたけれども、新川、仲の浜、暮帰別、一部琵琶瀬も含まれますけれども、大変厳しいところに我々は住んでいるわけなんです。

また、避難道を2車線にするということもありますけれども、万が一橋が落ちたり、

道路が陥没した場合の時を考えると、やはり避難タワーなり盛り土したところが必要だと私は思うんですけども、これに代わるようなものも何か考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず今の件についてお答えします。高台の試算なんですけど、実は議員さんから質問の通告がありまして私があわててその土地に線引きをどういう形になるかとしましたんで、私的な試算であることを一点理解していただきたいと思います。計画等についてはですが、現段階ではこのような高台のイメージはしておりませんでしたけど、今後避難の部分については検討していきたいと思います、以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 検討するということですが、それは高台も含めてということでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今後、先ほど来、新しいまちづくり総合計画というものがございまして、現段階ではこれをイメージしたような高台という認識はございせんが、設計の段階での比較検討とかそういった分類でも出てくる可能性はありますけれども、現段階ではやるとかやらないとかということではなくて、そういった高台的なイメージも考えながら防災対策を行っていきたいと考えております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 霧高跡地もそういう避難する施設の候補として考えているということでしょうか、それともはずれているということでしょうか。

防災面から有効利用の一環として考えているということでしょうか、跡地を。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の場所の部分についての件なんですけれども、現段階では避難を軸に、第一波の到達時間21分以内で避難していただきたいと思っております。基本的に今の土地に何かを構築するだとか建設するという考え方は現段階ではございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 20mの土盛りというのは相当高いものですよ、これは現実的ではないのはよくわかりました。

それでは、2番目の質問に移っていききたいと思いますけれども、これも先ほど7番議

員のほうに町長のほうから答弁をして、それを確認しないといけないんですけれども、町政執行方針で述べられたエネルギー政策について、軽々しく引いてしまったという感じがあるんですけれども、条件はいろいろとあるのでしょうかけれども、もう一度ソーラー発電についてはやらないというか、そのへん確認したいと思いますけれども、町として。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まずエネルギー政策について若干ふれさせていただきたいと思いますが、この再生可能エネルギーはですね、皆さんご存知のとおり、自然界で繰り返し起こる現象から取り出すことができ、また枯渇することなく持続的に利用できるということで、大変重要な資源であると認識しているところでございます。

また北海道、特に道東におきましてはこういう自然エネルギーが豊富に存在しており、本町としては一次産業の安全安心な食糧基地ということでもありますので、再生可能エネルギーの基地にもなりえると考えているところでございます。

本町としても近年の地球の温暖化と思われる爆弾低気圧や数多くの異常気象を防ぐためのCO²の排出量を大幅にな削減することと、再生可能エネルギーの普及拡大は重大な政策課題であると認識しているところでございます。

先ほど7番議員への答弁とも重複いたしますが、調査自体は今年の4月から北電とも協議を重ねておりました。町長の答弁の中にもありましたけれども、町内の太陽光発電に関する事業なんですけれども、個別の一般家庭あるいは農家さんで付けている太陽光発電でもすでに150基近く、それと事業としても、売電事業としても今は24軒、更に現在北電との協議中というのが10数軒ございます。

こういう中で、町が大規模な太陽光発電に入っていくというのはいかかなものかということで、最終的にいろいろ議論もありました。送電線の問題、あるいは建設費の問題等も含めながら、最終的には町が自ら発電事業に参入するというのはいかかなものなのかということで方向性というものを変えたところでございます。

今後町としてこの再生可能エネルギーの活用に関しては、近い将来給食センターあるいは防災センター、役場庁舎というものが考えられますけれども、これら公共施設のLEDや、太陽光パネルの設置、それから省エネ化に向けた既存の公共施設の照明器具の交換や町内の街路灯、防犯灯これらのLED化を推進しえCO²削減のための地球温暖化対策にも貢献しながら、低酸素型の地域づくりを進めてまいりたいというふうな

考えているところがございますので、議員からご提言のありましたこの高校跡地に太陽光パネルを設置するということにつきましては、町自らは設置しないということでご理解いただきたいと考えているところがございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） そう言われると、つながっていかないんですよね、大変困りました。私は可能性が少しでもあればやるべきだと思うんですけども、今のようにつきり断られると後が続かないのですが、私は売電収益を、将来を担う子供たちのために使ってほしいなと、そう思って、利幅がそんなに無くてもいろいろな条件があるのだろうけれども、これから送電線を架設するには高くなる、売電額は安くなるということギャップはあるだろうけれども、薄利でも私はやるべきだと思ったのですけれども今の答弁聞いて、やらないということですから、今浜中町にある人づくり基金なんですけれども、それに使おうと思って考えていたんですけども、ここで、人づくり基金創設の経緯をお話しいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 人づくり基金の経緯ということがございますので、これにつきましては平成元年に国のふるさと創生事業のもとに、自ら考え自ら行う事業として、全国市町村に一律1億円が配分されたものでございます。

この配分を自由に活用して独創的なふるさとづくりのバネとすることが大きな狙いでもございました。その際本町としては個性豊かな地域づくりを目指して、21世紀に向けた積極的な人材育成を図るべく、人づくり基金制度を創設し有効利用させていただくためにこの1億円を人づくり基金として平成2年に創設したところでございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） それではですね、事業の実施状況とその基金の残高を教えてくださいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 事業の実施状況でございますけれども、平成2年度より実施している人づくり事業は今年度で24年目を迎え、24年度までの総事業費は1億1,270万円余り、そのうち助成額としては57.4%にあたる、現在まで6,473万4,000円となっております。近年の補助件数は平均して4～5件ということで、ここ数年の助成額は200万円前後となっております。これと町独自の霧多布高等学校

海外派遣事業あるいは生涯学習で行っております国内の少年少女派遣事業等が実施されているところでございます。また平成25年度におきましても5月20日に人づくり推進会議を開催して、今年度の事業を決定したところでございますけれども、道外研修事業3事業、町内研修1事業、計4事業と霧多布高校の海外派遣事業、少年少女の派遣事業等で今年度も基金から620万円程度の繰り入れを予定しております。基金の現在の残高でございますけれども、25年3月末で元本は残すところ2,433万円、25年度約620万円取り崩しということですので来年春には1,800万円程度の残高というふうになろうかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 来春で1,800万円の残ということで、それではあと何年位で枯渇してしまうのかな、その後の財源はどうするのかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 25年度末の基金残高が1,800万円ということで、25年度並みの事業を実施するとなれば年600万円なんで、単純にいくと3年程度で完全に基金は0になるというふうに考えております。

ただし、基金が枯渇すること、すぐ目の前に来ておりますけれども、この人づくり事業に関しては町民の皆さんが人材育成や研鑽を積むために非常に大切な事業ということで認識しております。以後についても一般財源を活用して継続していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 2番石橋議員。

○2番（石橋節男君） 枯渇した後も一般財源を持って充てると、それを聞いて安心いたしました。ふるさと創生資金を配布した時ですね、テレビ、マスコミでもありましたけれども宝くじ買ったとかですね、箱モノをたくさん作ったとか温泉を掘ったけれど出なかったとか、村民キャバレーを作ったけれど赤字でつぶれてしまったとか。わが町は本当に子供の将来を担う、子供の将来のために、的を得た使い方をしていると思っております。

今後ともこの基金を今言われたようにして欲しいと思っております。以上で質問終わります。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それでは一般質問通告書のとおり、商工業者へ使い勝手の良い金融支援策をとということで質問させていただきます。

質問要旨でありますけれども、本町の金融支援策のひとつとして、農業者へは乳質改

善事業資金あるいは乳牛保留及び購入資金への利子補給があります。漁業者には漁業経営健全化促進資金や漁業近代化資金への利子補給の支援を行っているわけであります。

そして商工業者でありますけれども、中小企業特別融資での保証協会保証料の補助があります。しかし、経営形態の異なる商工業者への支援策としては、運転資金がどうしても必要なわけであります。運転資金は申すまでもなく、短期的に原材料や商品の購入、人件費の支払いなどに用いる資金でありますけれども、この運転資金に利子補給制度ができれば、今後の商工業者の発展に資すると考えているわけであります。

そこで、日本政策金融公庫の提案する無担保、無保証人、小規模事業者経営改善資金という資金がございますが、ここへの利子補給制度は考えられないかということで、質問要旨として挙げさせていただきました。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長いたします、どうぞ。

○3番（鈴木敏文君） まず初めに各産業団体への支援策の違いを比較するために、お聞きいたします。

現在、商工業者へ行われている金融支援策について、担当される商工観光課より、率直にどのように感じているのか、印象だけでも結構でございます、最初に聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今の議員の質問なんですけれども、自分からしますとちょっと手薄なのかなというのがあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 大変率直な感想ですね、ありがとうございました。質問がしやすくなりました、これで。それでですね、現在の商工業者への支援策として浜中町中小企業特別融資制度がございます。

本年度であれば町から2,250万円を大地みらい信用金庫さんに預託して、その2.5倍以上の額を設定して中小企業振興に協力していただくという目的で大変ありがたい制度であります。

ちなみに運転資金が1,000万円以上、設備資金が1,500万円以内で、10年以内の償還で、保証協会の保証料を町が補助するものということであります。例えばいくら補助していただけるんですかということを考えてみました。

借入金額が300万円、返済期間が5年、保証料1%の場合は8万2,500円の補助ということで残り貸付利息は当然借り入れる方が持つということとそれから担保が必要である、それから連帯保証人が必要である、こういう制度であります。

一方比較ですから、現在町から行われている農業漁業の金融支援策について担当課からお聞きしたいと思いますけれども、農業へは目的として農業経営への基盤強化と生産コストの低減及び生乳の増産と乳質の向上のためとしてひとつめとしては乳質改善事業資金、貸付限度額は500万円以内、利子補給率は年1%以内、利子補給期間は6年以内という規定でありまして、条例を見ますとミルクカー、ボイラーそれから給水施設、換気などですね牛舎環境の整備に主に使われていると思います。

二つ目は乳牛保留及び購入資金500万円以内ということで、利子補給率は2%以内、それから利子補給期間は5年以内ということで、乳牛の購入に使われるようであります。

一方漁業でありますけれども、漁業施設の整備拡充を図り漁業経営の安定に附するという目的でひとつ目は漁業近代化資金、これは限度額が1,000万円以内から9,000万円以内で、利子補給率は1.5%から2.5%以内、利子補給期間は15年から約定償還終了までというふうになっているようでありまして、漁船や漁業施設、養殖施設などへの資金の利子補給をしていただいていると、町がしているということであります。

漁業の二つ目は、これは毛色が違いますけれども、漁業経営健全化資金、0.2%以内の利子補給を行っているわけでありまして、延滞債務の整理などに、要するに資金の借り換え分で、平成37年までの期間でありますけれども、利子補給での金融支援を行っているということで、農漁業をお話ししてみました。

この支援策はやはり農漁業の支援策、概ね使い勝手がいいんでしょうね、悪い話は聞きません。産業振興資金との絡みでどちらかが、どちらかを補完しているというふうな使い方をなさっているんでしょう、ちょっとわかりませんが、そういうことで使い勝手がいいようでありますので、この担当課、酪農、農業ですね、それから水産業を預かっている担当課の課長からですね、こういうふうに使われていますよと相当使い勝手がいいですよとか、ここがちょっとネックですねとかいうことも含めてですね、お話を聞いておきたいと思いますが。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今の議員の方からありましたように、浜中町乳質改善事業資金金融通に伴う利子補給の関係ともう一つは乳牛保留資金、これについてのそれぞれの利

子補給の部分でありますけれども、これらはそれぞれ、まず乳質改善資金の利子補給の関係では先ほど議員おっしゃられましたように生産コストの低減、生乳の増産、脂質の向上こういった部分の経営の安定を目的として、借入した資金に対しての利子補給ということで、これにつきましては、現在この利子補給の対応期間が平成14年から18年で、この利子補給の部分を行っております。

この時のそれぞれの乳質の改善、乳質の向上といった部分についての、この資金を利用したそれぞれの設備投資そういったところの部分について、効果があったものというふうに思っております。

対象事業ということで先ほどありましたけれども、それぞれのミルクカー、ボイラーなどの整備あるいは牛舎の整備、そういったものに対する資金の供給ということもありますし、そういった環境整備の部分で十分効果があったものというふうに考えております。

金利が当時14年からの部分では利率としては2.5%で、それぞれ町とJAの方から1%ずつの利子補給、残りの0.5%が資金利用者というふうな内訳になっております。当時の利用の件数としましては14件の方々がこれを利用されております。

それから続きまして乳牛購入資金の利子補給関係でございますけれども、これにつきましては平成18年から22年、その当時の生乳の生産安定化、そういったものに取り組むということで、それぞれ乳牛を保留する場合の保留見合い分の資金、あるいは乳牛購入するための資金ということで、限度としては10頭分500万円ということで貸付を行っているものの利子補給となります。

全体としましてはこれも乳牛保留、あるいは導入することによって、その生乳生産の安定的な供給とそういったものを各農場の方で進めていくと、そういったものの資金として十分効果があったものと考えております。

全体としましては、43件の利用がございます。全体の頭数としましては当時借入しました農場の全頭数で比較しますと236頭分乳牛の保留あるいは購入ということで資金供給をしながら、その分の利子補給を行っているということになっております。

利率につきましては当時3.05%の基準金利ということで、町0.5%、農協0.5%実質本人が2.05%というような形の内訳になっております。

この資金を利用している部分については生乳の生産に直結していますので、十分に効果があったものというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず漁業関係の漁業経営健全化促進利子補給についてご説明いたします。この制度につきましては平成21年度に制度化されまして、散布浜中両漁協合わせまして11件の利子補給をしていると思います。貸付金については手元に資料ございませんのでご了承願いたいと思います。金利につきましては基準金利2.85%で、末端金利1.93%、差し引きの分を北海道が5分の1、浜中町が5分の1、信漁連が5分の3の利子補給をしているところであります。

次に漁業近代化資金の関係でありますけれどもこれにつきましては平成23年度に貸付限度額の改正を行いまして、上限も9,000万円と、当町でいえば20トン未満船がほとんどなので上限9,000万円となっております導入設備もかなり高額になっておりまして、これについては漁業者の方々から大変喜ばれているというところがございます。件数につきましてはかなりございますので、ちょっと今把握はしておりません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 私の方に間違いがあったようでございます、漁業の方はその近代化資金が大変使いやすいくということ、喜ばれているということでありましてけれども、農業の方の乳質改善資金はもう21年で終わっているんだということですね。

当時は効果があったんだということでありましてよ。

もう一方の乳牛保留及び購入資金これも22年で終わっているということ、でもこれも効果があったんだと。でもこれは条例がそのまま残っているんだということよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） この部分今ありましたそれぞれの乳質改善の資金融通の利子補給、それから乳牛保留の利子補給の規則なんですけれども、これらにつきましては、例えば乳牛保留購入資金の関係は、これ平成7年にも一度発動している経過、先ほど説明は抜けておりますけれども、貸付を行っているということもありまして、2回目は平成18年といったように、生乳の生産それぞれで対応が必要になった場合に、またこの規則を活用してという、今現在ではそういう予定はございますけれども、そういったことも含めて今その規則は規則として、そのまま残しているということになります。

同じく乳質改善事業の資金の融通の利子補給についても、乳質の改善につきましては技術センター等による分析もしまして、良質な生乳生産ということで定着はしております。

す。そういった部分もありますけれども、この補給規則も今のいろいろな農業基盤整備、牛舎、バルクそういったものの整備の部分としては今のところは予定はありませんけれども、今後必要となる場合が想定されますので、規則としては残っているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） よくわかりました。今後予定されればこの条例を使って利子補給をしていきたいということで、今現在は使われていないと、そうすると農業に関してはどうなんでしょうかね、産業振興資金だけで間に合っているのかどうなのか、そのほかに利子補給の条例がないわけですか、そうしますと産業振興資金として貸し付けているもので、大体酪農業はそれでカバーしているんですよということなのではないでしょうか、そのへんどうですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 産業振興資金、それぞれ漁業商工業、農業の部分で申しあげますと、産業振興資金の部分につきましては、牛の導入資金これに限定されているものですので、そういった施設整備ですとか、そういったところに活用するというのは中々、あくまでも牛の導入そういったところに活用して生産につなげるための資金ということで取り扱っております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 乳牛の方だけということで、そうしたら設備とかは自前の方でやっているんですよという理解でよろしいでしょうか、それとも近代化資金の方で、更にもうちょっとお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられたように施設関係の整備ですとかあるいはトラクターですとか、営農に必要なものそういったものは、あらゆる農業の貸付制度資金、例えば大きくいいますと農業経営基盤強化資金、俗にいうスーパーエル資金というものですけれども、そういったものを各農場の方で借入れを行ってそれにつきまして町の方からそれのための利子補給ということで、例年それの対応する分の利子補給というのをしております。

それから例えば農業近代化資金、町の利子補給ということではありませんけれども制度的には利子補給制度もありますし、そういったあらゆる制度資金を使いながら基盤整

備の方の部分については、活用しながら営農をしてきているというふうに理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） よくわかりました、こちらの方で考えていたこととちょっと違いましたけれども、農業の方はそういうことで、漁業の方は近代化資金が非常に使いやすく、今は喜ばれているんじゃないかという担当課の話でありました。

やはり一次産業というのは生産に結びつく資材ですよ、灯油購入だとかその環境整備あるいは今言った牛の購入だとかこういうものがされれば、語弊があるかも知れませんが、意外と早く収入に跳ね返ってくるというか、農業者にしても漁業者にしても思うわけでありまして、ところが商工業というのはそうはいかないわけでありまして、いろいろ設備投資もかかりますし、人を雇えば人件費もかかるということで中々結びついてこないというところがまず1点ございます。

それと農業の場合はですね、お金を回すということの展開でありますけれども、組合勘定ですか、組勘制度ということでそれで乳代の清算も翌月の15日でしたかね、そこには精算になって入ってくるんですよと、決済されてくるんですよということだと思います。漁協の方はどうかといいますと、つなぎ資金というのは前渡制度というのがありまして、私昔漁組におりましたけれども、その時は利息が確かかかっていたはずですが、今前渡制度が無いということでありまして、いずれ次の精算まで、決済までそのお金を貸していただけるという、こういう制度もあります。また備荒貯金からの見返り資金というものもあるようでありまして、あとですね組合長、専務理事、部長たちが、おのおの枠を持っていて、50万円から200万円程度は必要に応じて貸していただくと、お金を回していただけるという、こういう個別の融資もあるようでありまして、特に漁業の場合は水揚げの精算というのは10日、20日、30日の区切りの翌5日精算ということで、ですから10日までに出したものは15日に清算になって、もう現金化していると。20日までの精算の場合は25日に精算になって決済が終わっていると。30日の場合は翌月の5日ということで、非常にきめ細かく精算がされてお金が回っているわけでありまして。

何を言いたいかといいますとここからなんです、商工業はこうはいかないわけでありまして、信用事業といいますか金融事業を持っていないわけで、大変お金を回す時に苦勞されているわけでありまして。

先ほど申しました運転資金というものがこの一次産業にはないのでしょけれども、商工業者には、第3次産業にはあるわけでありまして、ましては業者によっては商習慣によって支払いが数か月も先なんていうこともざらにありますしね、それから会社は約束手形出されて、何か月も後というようなこともございます。

また、冬場の仕事がちょっと少なくなる地域柄ですね、無くなるので早めに安い金利の運転資金を借りて経費や人件費に回しておこうなんていう使い方もあるわけでありまして、ましてや来春の消費税のアップでありますから、現在の商工機器、産業振興資金ですね、これ後でやりますけれども、これではなかなか間に合わないという部分もございます。そこで提案でございますけれども、質問の通告にもありました小規模事業者経営改善資金制度というのがございます。これは通称マルケイ資金と呼ばれておりまして、ネーミングがあまり良くないのでありますが、借入先が日本政策金融公庫、いわゆる政府系の金融機関であります。どういう内容かといいますと、限度額が1,500万円以内で運転資金は1年据え置き、7年以内、設備資金が据え置き2年の10年以内ということで、貯金の年利は1.6%ということで、国の融資制度であります。

一番この売りは無担保、無保証人ということで保証人も要りませんよということ、担保も要りませんとそれで、保証協会も不要ですよということでもあります。

ここが大事なんですよね、特に保証人をお願いする行為ってなかなかハードルが高いわけでありまして、やはり商工会員であればですね商工会の指導員の方が親身になって話も聞いていただけるのかなというふうに思うところもございます。

要件はどうかといいますと、商工業者であって商工会、経営指導員の経営指導を原則半年以上受けている人ですよということでもあります。

また個人事業主の方、常時使用する従業員が20人以下の商業、サービスの方、もちろん税金はちゃんと払っているのは当然でございますね。

あと、同一地区で1年以上事業を行っている方というこういう要件はありますけれども、なんといっても無担保、無保証人ということで相当使いやすいわけでありまして、ここに何とか利子補給をしていただければ、非常に商工業としてはありがたいのかなというふうに思っていますね、提案をするわけでありまして、この点に関していかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただ今言われました議員の制度につきましては、昭和

48年に創設され40年続いている制度と聞いております。

全国で現在484万件ほどの利用があると、それに対して利子補給制度を行っている自治体は全道で30市町村あると。釧路管内では鶴居村が昭和51年に利子補給制度を定めて一部を助成していると、今現在調べましたら、年利1.5%を超える利子に対しての利子補給をしているというふうに伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今いわれたのは鶴居さんの話ということでよろしいですか。鶴居さんの話、全額ではなくね。はい、そういうことであるようであります。

それでこれを行いますとどういうことが起きるかといいますと、経営指導員の仕事量が相当増えます、責任も。で、相当なボリュームの融資、推薦を商店に出さなければならぬわけでありまして、尚且つ経営者の人柄や、経営態度までがチェックポイントになるということで、経営指導員の仕事量は増えて大変だと思われましても、現在の経営指導員を見れば相当やる気があります。ぜひこれは利子補給していただきたいということも言っておりますし、現在の24年分の利子補給分をもしするとすればということ聞いてみましたら、6企業で26万7,000円程度の利子補給だということでもあります。

今年からマルケイ資金は、今までふつう融資資金を借りていたのから、マルケイ資金に乗り換えも、借り換えも出来るようになったということでもありますけれども、借り換えの部分はこちらから相談させてもらっていただければいいわけでありまして、先ほどいった鶴居村の上限を決めて、今1.5%といたしましたね、そうすると1.6%ですから、0.1%の利子補給ということでありまして、そうするとこの26万7,000円の部分のもっと下がるわけでありまして、これはなかなか町としての支援をしますよって言えるのでしょうかね、そうなりますと。そのへんもひとつですわやっただきたいなというふうに思います。

また大地みらい信金さんとの兼ね合いも出てきますのでね、このへんは知恵の出どころかなというふうに思いますけれども、もう一度お聞きします、このマルケイ資金の利子補給、考えてみる気はあるのかないかお聞きしたいと思いますが。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今の質問なんですけれども、マルケイ資金制度に対してですね、商工業の推進のためにもですね、今後商工会と十分協議して、させていただ

きたいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） これから十分というものが中々いつももらえる返事なのですが、なかなか結果として出てきておりません、今までの例からすると。これはトップの方にお聞きしたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします、管内の先進事例という鶴居しかやっていませんから鶴居さんだというふうにはまずひとつあると思います。

それとこれたぶん51年にやっていますから、その当時の金利というのはたぶん4%だとか4.0%だとかそんな数字だったのではないかなと思っています。今たまたま1.6%ですから1.5%というふうになっているのかもわかりませんが、その後%も変わっていたような話を聞いています。その時は2.0%で、そして今は1.5%だと。

今単純に考えますとこの制度資金は絶対しっかり借りて1.6%で返すというのは、たぶん農業でも漁業でもこんな金利はないと思います。

すごくいい金利の事業だと私は思っています。

で、その先進地が鶴居ですから、その1.5%といたら、単純にいうと1.5%で良いんだったらいつでもとは言いませんけれども、そういう事ありますけれども、このこと含めてですね、これは当然ほかの産業にも影響してくるわけですから、これを一つの例といいますと、1.6%という0%になっちゃいますからね、お金借りて0%ってみんなほかの産業の人たちいいのかとなった時に私どうしようもありませんから、是非協議をさせてもらって、詰めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そうですね、1.5%というのは昔の金利と比べて1.5%と1.6%の差というのはやはりちょっと違いますよということで、十分に協議しますということでもあります。

むかし土農工商といいましたけれども、農工商、商が一番位が低いのであります。

昔あったわけですがけれども、なぜこんな制度だったのかと考えれば、生産するものが強いわけです。

ですから農業、漁業、第一次産業はやはり強いわけですね。

第二次産業は建設業、これは職人であります。ですから農工となるわけですね。

商業というのは生産もしないわけでありますからただ物を動かしていくらという商売でありますから、農工商ということであります。

現在もそういう習慣がどっかに残っていて、特にこの第一次産業の町はですねやはり農業漁業が最初に来て、商業はその後の後ですよという風潮がありますけれども、商業もそれぞれのコミュニティーでいろいろなキーマンになって、その地域を維持するだとか、町をおこしていくだとか、そういういろんなことをやってきた自負がございますので、ぜひこれは前向きに、町長が言った金利のこともございます、そんなことも含めて、上限も含めてですね、より良い商工業者に対する金融支援を考えていただきたいと思っております、それはお願いしたいと思います。

時間も時間で延会していますので皆さん疲れているようでありますから最後に行きますけれども、被るところでもございます。

商工機器貸付制度の使い勝手ということでありましてですね、質問通告書にも書きました、各産業団体、農業、漁業、商工業への産業振興策のひとつとして、産業振興資金貸付条例を制定し、これ無利子で金融支援を行っていただいております。

農業者へは入用牛などの家畜購入資金、漁業者へは漁船機器や漁具資材の購入資金、商工業者へは機械器具などの購入資金ということで、2年から7年以内であるということでもあります。

しかし商工機器に関しては、漁業もそうであるみたいであります、11月、先月の調査でありまして、翌年の4月以降の貸付ということで非常に使い勝手が悪いわけあります。年度途中で使いたいといっても使えない制度であります。

このへんは一考を要するところだろうなというふうに思いますが、そのへんに対してはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今の質問にお答えします。平成7年から産業振興資金貸付条例が施行され、農業につきましては農協、漁業につきましては両漁協、商工業については商工会が窓口で今言われた予算枠については11月に需要調査を商工会に行っていただいて提出された要望額につき当初予算措置し、毎年要望額を確保しまして無利子によって金融支援をしているのが今の実態であります。ただ、予算枠の設定に対しては商工会でも金融審査会で協議していると聞いております。

それによって予算要望額をいただいていると、そして毎年4月に開催している貸付委

員会において、利用できないものかといった意見は聞かれております、委員会の中で。

もう少し途中で予算つかないのかという要望は2年ぐらい前から聞いております。

それに対してはやはり緊急を要する場合に対しては、今までも実際補正で対応している経緯もあるので、今後も商工会と協議し、補正で対応していきたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 補正で対応していたという事例がある、今までやってこられたということなののでしょうか、私の認識では無いのであります。

11月需要の調査の後ですね、年をまたいで突然機器が壊れたという、みんなだましまし使っているんですよ、買うと100万円、200万円ですから。

その途中でパンクした場合ですね、その場合に使えるものはないんでしょうかということ、それは補正でやられてきたということでもいいんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 平成23年度3.11の時にこれもやはり緊急を要するというので、これを一応補正で行っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それは災害の関係ですね、緊急を要したのはね。

そうですね、それは補正したということで、そうじゃなくて普段ですね、財政のほうでその枠はここでどうのこうのと言えませんが、ある程度の枠を持っていて11月需要調査、要するにですね、商工会からこういう文面で来るわけです、事前に購入した場合は対象となりませんと。

機器の設置は4月貸付審査会の承認後になります。締め切りは11月25日です。

追加申請は原則ありません。原則というのはこれ微妙ですよ、原則ありませんと言っております。

ようするに11月25日で手を挙げていて、手を下げるのはできますが、そこで手を下げておいて途中手を挙げることはできませんと、急遽必要になる申請は災害を除き対応できません、これですね、災害を除き対応できませんということで、これだとさっき言った、騙しまし使っている機器の突発的な故障による対応はできないというようなものですから、いくらかその枠を持って例えば、後で使わなければ返せばいいだけ、と単純に僕は考えるわけですが、そういうことはできないのでしょうかと伺っているわけ

であります。

○議長（波岡玄智君） いいですか、再質問のできないような答弁をお願いします。

町長。

○町長（松本博君） お答えしたいと思いますけれども、若干私の愚痴も入りますけれども、実はこの産業振興資金貸付制度というのは当初、牛の方ではずっとやっていたんですね。

それで産業の関係で商業、漁業、制度として作れないかということで、その牛の貸付資金を貸すということを含めて産業振興資金になって今日に至っていると思います。忘れもしないのですけれども、私が農林課長時代に、この質問が出てきて予算質疑の中でこの金額について質問がありまして、乳牛でいくらだと頭数いって、金額いったんですけど、実際は毎年あったのですが、その時は掴みだったのです、実際のところ。

ですから2,000万円あって、そして春の4月に募集かけてそして委員会やって貸したというのはその時の貸付制度だったというふうに思います。

その時議会で怒られたのは、そんな計画もない予算を計上していたのかと、いうことで強くお叱りを受けたことがあります。

それ以来、ですから、各産業資金含めて11月に募集しています。

そして12月の予算に計上し、そして3月の予算でなっています。

そしてなるべく早く、4月か5月に当然必要な資金ですから、すぐ使えるようにということでその委員会含めて貸付実行してもらいたいとしているのが今の実態だと思います。その中で今言われました3.11もありましたけれども、農業の関係では牛舎の火災で乳牛が死んだとき、これは災害として追加したことがあります。

それから想定されるのは病気の関係、牛の疾病で多くの牛が淘汰されたそういう特別な事情も含めて、災害だと思いますけれども、そういう形では補正予算をみて計上しているという状況であると思います。

ただ決して使い勝手の悪い資金ではないのです。管内でもこの資金を貸しているのはうちの町だけだと思います、無利子で貸しているのは。効果はあると思います。

ただ、その使い方ですけれども、基本的には当初予算で計上してこういう計画でお金を貸しますというのは筋ですから、これを掴みだとかそんなことにはならないと思います基本的には。

ただ、緊急を要する場合というのはその委員会で決定することができると思いますの

で、そのことを含めて6月、9月、12月この補正含めてその時期にしっかり挙げてもらって、そしてそこについては対応させてもらう、対応をしていきたいというふうに今担当が言っていると思いますし、私もその方向で、簡単に言えば貸付委員会がこの分についてはぜひ貸してくださいと、本来では予算、お金も付いてないんですけども、そういう話になるとすれば、ぜひそのことをつないでもらうとすれば、補正予算にもしっかりつなげていきたいと思っているところです。あくまでも貸付委員会のほうでそのことが決議というんですか、そういう話になるとすれば、そういうことは可能だと思っています。決して使い勝手の悪い資金であったと私は思っていません、以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） わかったような、わからないような感じになりましたけれども、使い勝手が悪いんですよ、今から4月のことを私たちは見越せないものですから、その突発した時に何とか対応していただけないかということをお願いして、それは補正で対応するというので今の答弁で、それでよろしいんでしょうか。財政課長も領いておりますが、それでよければ議長とのお約束の時間も10分ほど過ぎましたので…。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 使い勝手を良くするために先ほど緊急を要する場合の例が災害ということでありましたが、緊急を要するけれども11月に需要調査した折に入れなかった、予定していなかったものについて年度途中の場合には、4月以降についてはその事案に応じて商工会を通してあがってくると、その事案を決定するというよりも、まず貸付委員会にかけて、それを精査したうえで補正予算という流れになると思うんです。

いきなり補正予算で審査委員会ということもちょっと難しいかなと思っています。

時期はあまりたたないように早々に補正予算をあげてということです。

ただ専決処分でやるといったら怒られますから、そんなことは議決を得てですね、なるだけ、11月1回こっきりで次の年度、4月から3月ということではなくて、4月経過してからでもですね、年度の途中でも補正予算で対応したいという意味で申し上げます。よろしいでしょうか、お願いします。

○3番（鈴木敏文君） ありがとうございます。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時40分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員